

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイル（※）を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものであり、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保を目的とする番号法上の制度措置（番号法第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則）

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。

特定個人情報保護評価の実施主体

次に掲げる者のうち、のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
- ⑥ 情報提供N W Sを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等（※））

※ 単一組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルについては、評価の実施義務はありません。単一組合には、1事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合のほか、密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同又は連合して設立した健康保険組合が含まれます。

評価書の内容

（全項目評価書の例）

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要（入手・使用、委託、提供・移転、保管・消去等）
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名
 2. 特定個人情報の入手
 3. 特定個人情報の使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 1. 監査
 2. 従業者に対する教育・啓発
 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを保有する前（プログラミング前）に実施

しきい値判断（※1）

①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断



評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表

※1 しきい値とは、境界となる値のことをいい、その値を境として、とるべき手法が選択されるもの。

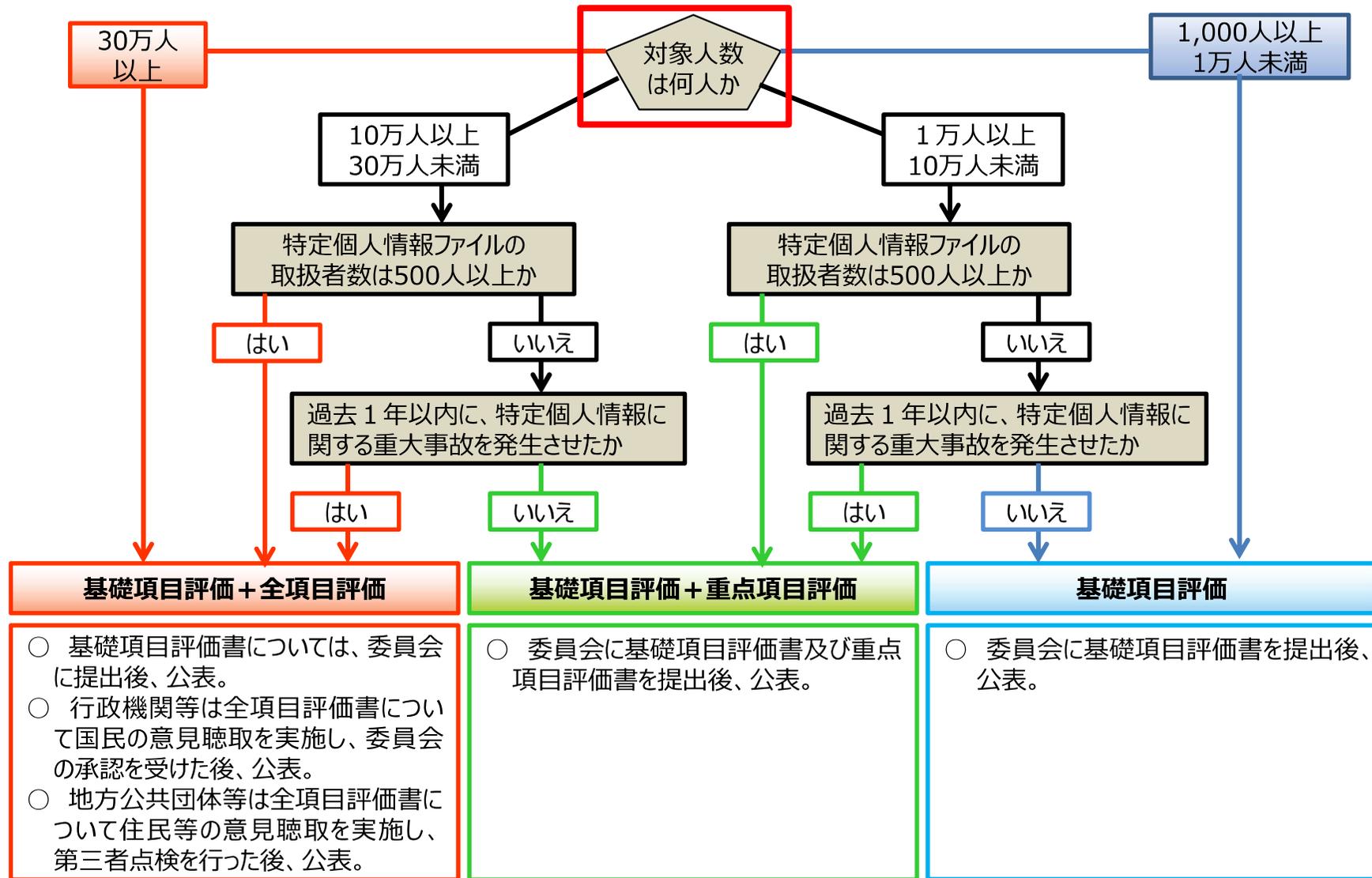
※2 行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）においては、国民の意見聴取及び個人情報保護委員会の承認が必要。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、住民等の意見聴取及び第三者点検が必要。

特定個人情報保護評価の再実施等

- 特定個人情報保護評価の再実施が必要な場合は次のとおり。
- ・特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするとき
 - ・特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたとき
 - ・最後に評価を実施し、公表した日から一定期間（5年）を経過する前（努力義務）
- ※その他の変更が生じたときは、評価書を修正。
- 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める。

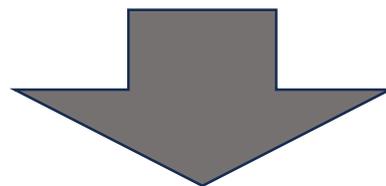
【参考】しきい値判断



※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

【青森県後期高齢者医療広域連合におけるこれまでの経過】

審査会	変更日（公表日）	内容
平成27年7月22日	平成27年7月31日	平成28（2016）年1月のマイナンバー制度開始に向け新規作成。
平成29年2月23日	平成29年2月28日	平成29（2017）年7月の特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の開始に向け、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするため、評価を再実施。
—	平成30年3月16日	番号法等の改正及び制度の改正に合わせた形式的な変更。
—	令和 元年6月10日	広域連合標準システムの改修及び各種ガイドラインの改正等に合わせた形式的な変更。
—	令和 2年6月 8日	オンライン資格確認の開始に伴う形式的な変更。



- ①最後に評価を実施し、公表した日から8年経過していること
- ②これまでの法改正や被保険者証の廃止、令和8年度に予定している標準システム端末の機器更改への対応等実態を踏まえた内容とするため、評価書の修正や追記等が必要であること
- 以上のことから、後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価の再実施を行うもの

【審査の観点】（特定個人情報保護評価指針 第10委員会の関与 1 特定個人情報保護評価書の承認（2）抜粋）

観点	内容
適合性	<p><u>特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・しきい値判断に誤りはないか。 ・適切な実施主体が実施しているか。 ・公表しない部分は適切な範囲か。 ・適切な時期に実施しているか。 ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。 ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等
妥当性	<p><u>特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。 ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。 ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

(改訂案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県後期高齢者医療広域連合

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の内容 ※	<p><制度内容></p> <p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、適年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合。以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。</p> <p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一体的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金に委託することになった。</p> <p><事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 <p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格等情報の取得 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町村は、 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する。(※1、※1-2) <p>なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3) <p>(※1)当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の発行を行うことができる。</p> <p>(※1-2)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。</p> <p>(※1-3)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p>

2. 賦課・収納業務
- ・保険料賦課
市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。(※2)
 - ・保険料収納管理
広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。
(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
3. 給付業務
- 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、**広域連合**から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。(※3)
 - (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、**また、口座登録情報の確認が必要な場合**、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)
- ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「**国保中央会**」という。)が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。
 - ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。
 - (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。
5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。
6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。
 - ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。
 - (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。
7. 地方公共団体情報システム機構(以下「**機構**」という。)からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本5情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して機構から個人番号や基本5情報を取得する。

③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--

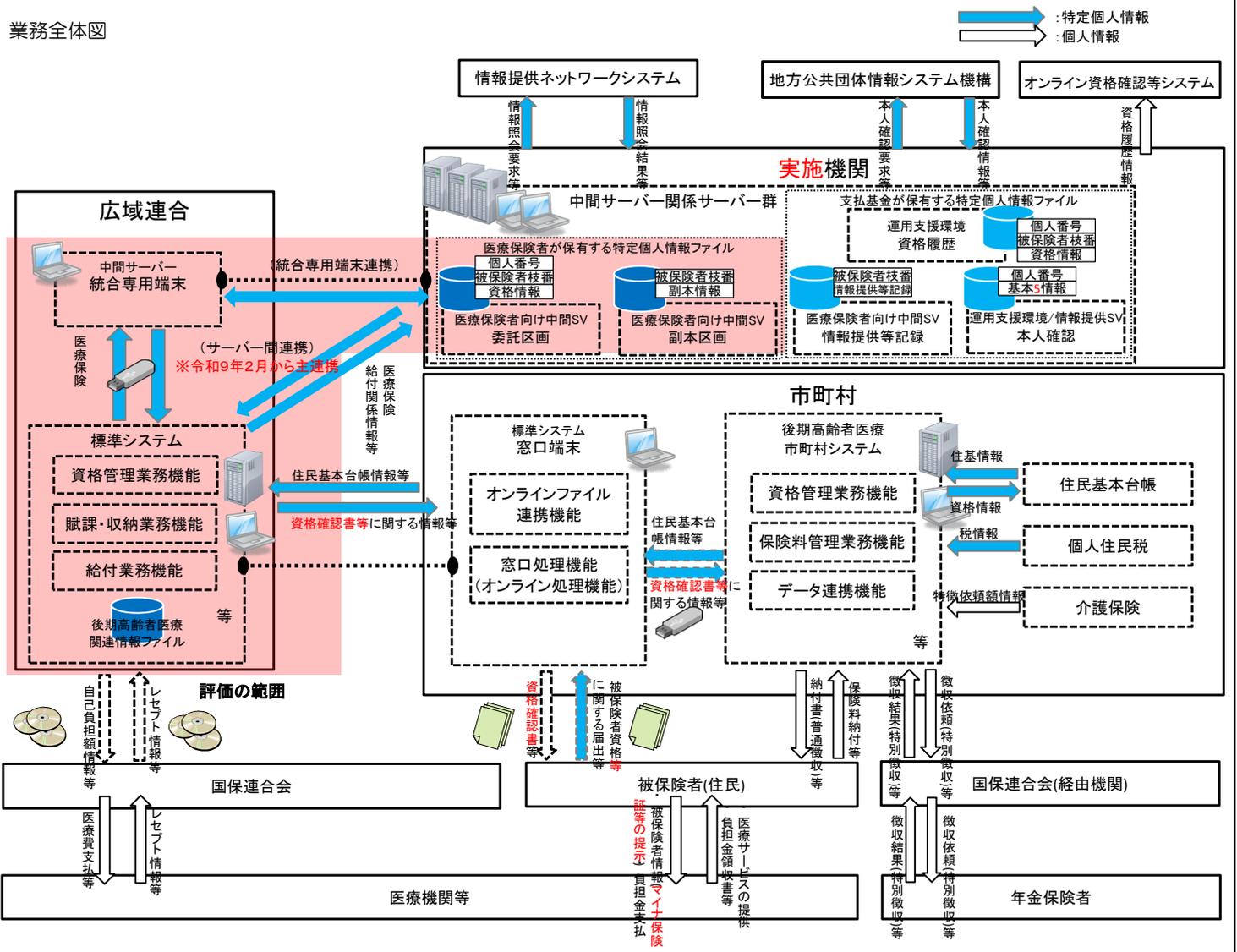
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
	<p>1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市町村の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 ・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信する。 ・市町村の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等(資格情報のお知らせを含む。以下同じ。)を発行する。 ※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 ・市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ入力し、広域連合が標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費等支給決定通知情報を市町村の窓口端末へ配信する。</p>

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町村毎に設定されているものであるが、個人番号は全国の市町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。 被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。 オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条及び別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	業務課
②所属長の役職名	業務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

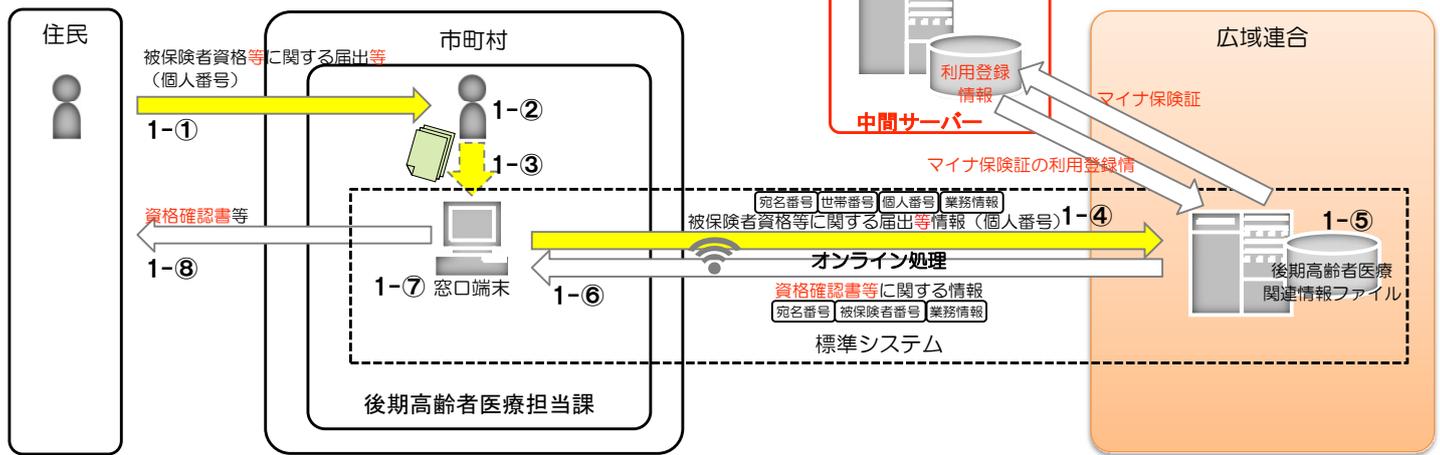
(別添1) 事務の内容

業務全体図



1. 資格管理業務

(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付



(備考)

1. 資格管理業務

(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付

- 1-①市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付ける。
- 1-②市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③市町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④市町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録される。
- 1-⑤広域連合の標準システムでは、市町村において登録された「市町村と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。
- 1-⑥市町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦市町村では、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、資格確認書等の発行を行う。
- 1-⑧資格確認書等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・広域連合及び市町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について

- ・オンライン処理とは、市町村に設置された市町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※オンラインファイル連携機能について

- ・オンラインファイル連携機能とは、市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。

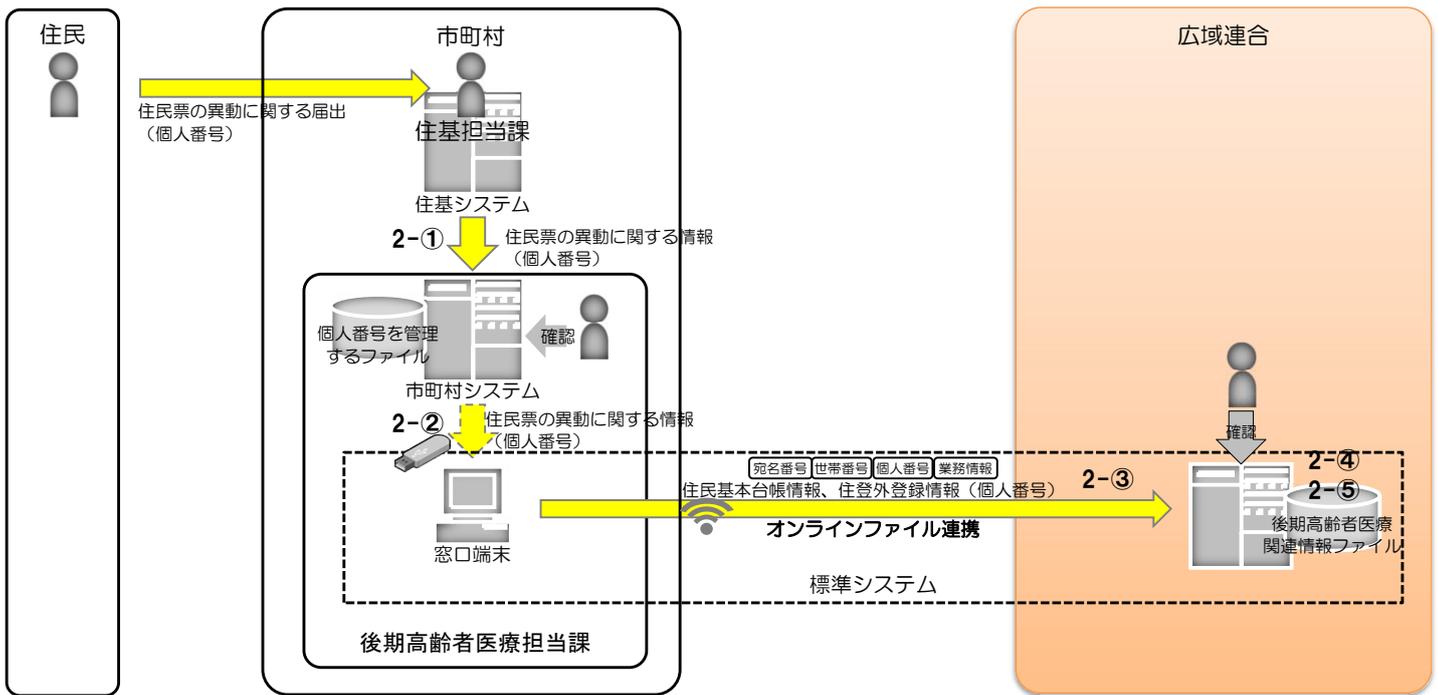
※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

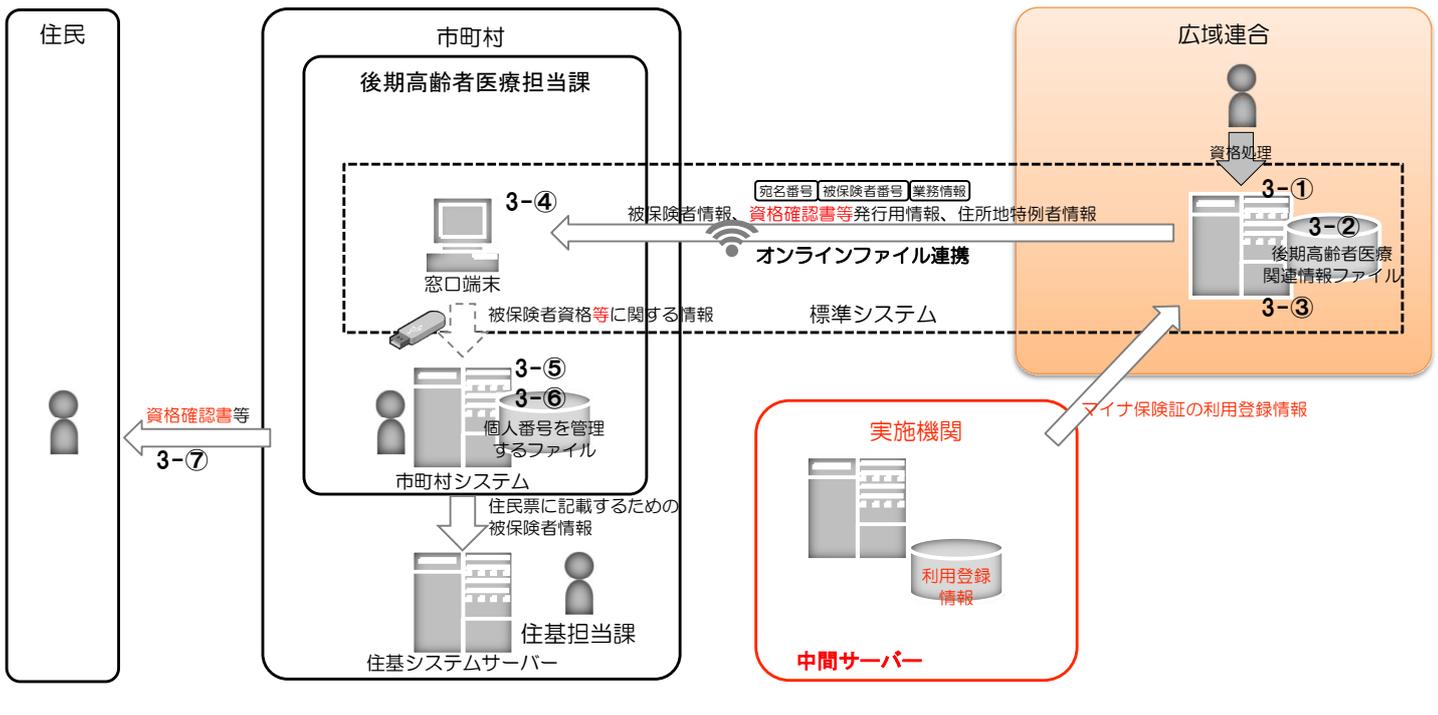
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

(1) 被保険者資格等情報の取得



(2) 被保険者資格の異動、資格確認書等の交付



(備考)

(1)被保険者資格等情報の取得

- 2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市町村システム」という。))は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町村システムに更新する。
- 2-②市町村システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市町村の窓口端末に移入する。
- 2-③市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市町村から送信された当該情報に含まれる「市町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。

(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付

- 3-①(2)において市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤市町村では、市町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市町村システムに移入する。
- 3-⑥市町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
市町村では、すでに「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 3-⑦**資格確認書**等を作成して交付する。

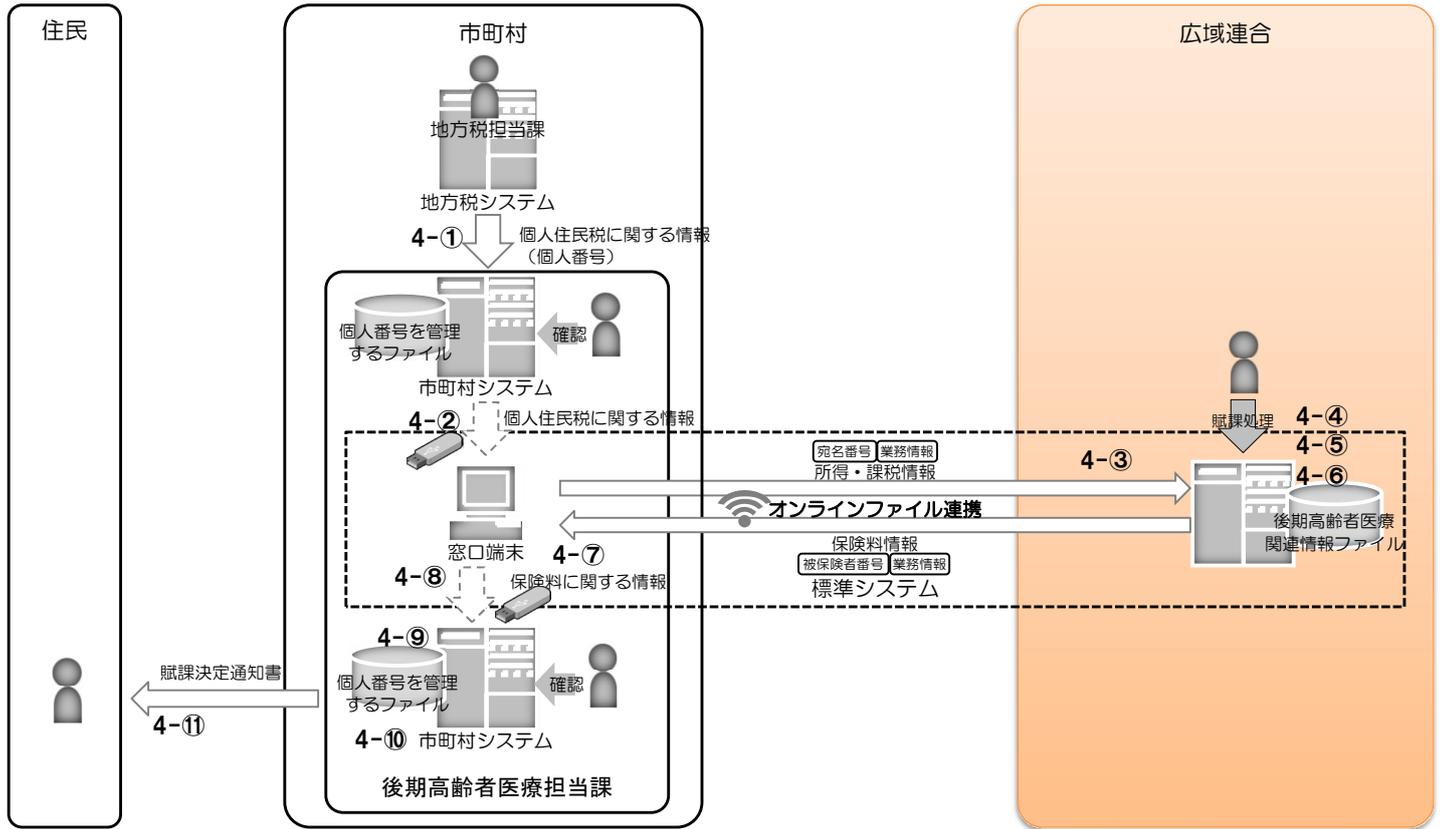
※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

2. 賦課・収納業務
(1) 保険料賦課



(備考)

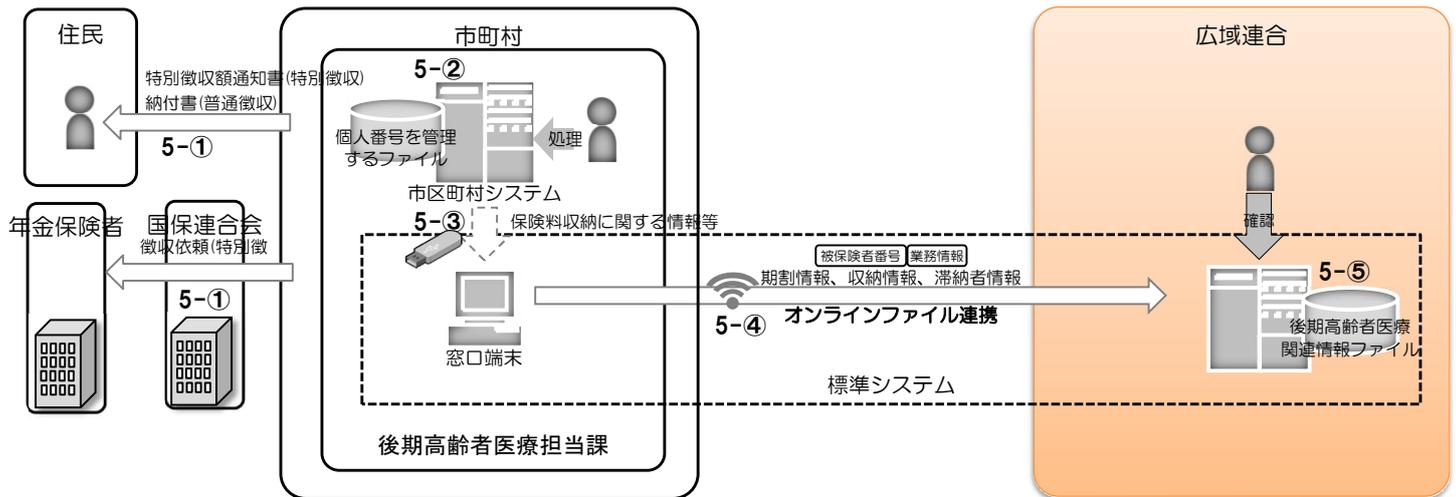
2. 賦課・収納業務

(1) 保険料賦課

- 4-①市町村システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市町村システムに更新する。
- 4-②市町村システムから個人住民税情報を電子記録媒体等に移出し、市町村の窓口端末に移入する。
- 4-③市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧市町村では、市町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子記録媒体等に移出し、市町村システムに移入する。
- 4-⑨市町村システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩市町村システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(2) 保険料収納管理



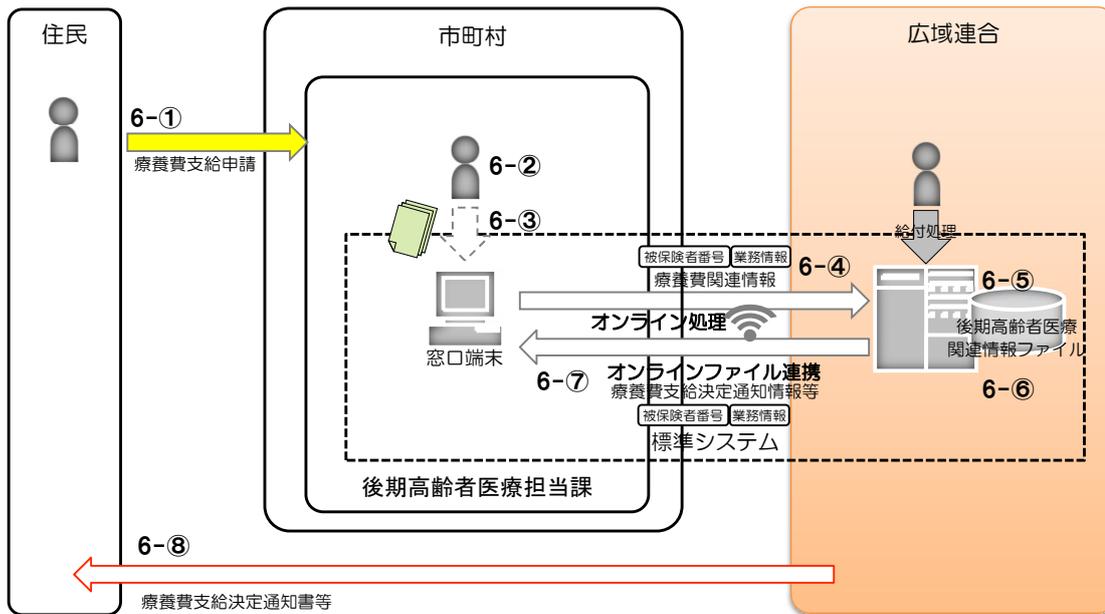
(備考)

(2) 保険料収納管理

- 5-①市町村で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。
特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-②市町村システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③市町村システムから、保険料収納に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市町村の窓口端末に移入する。
- 5-④市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会とは、「6. 情報照会」に記載。

3. 給付業務



(備考)

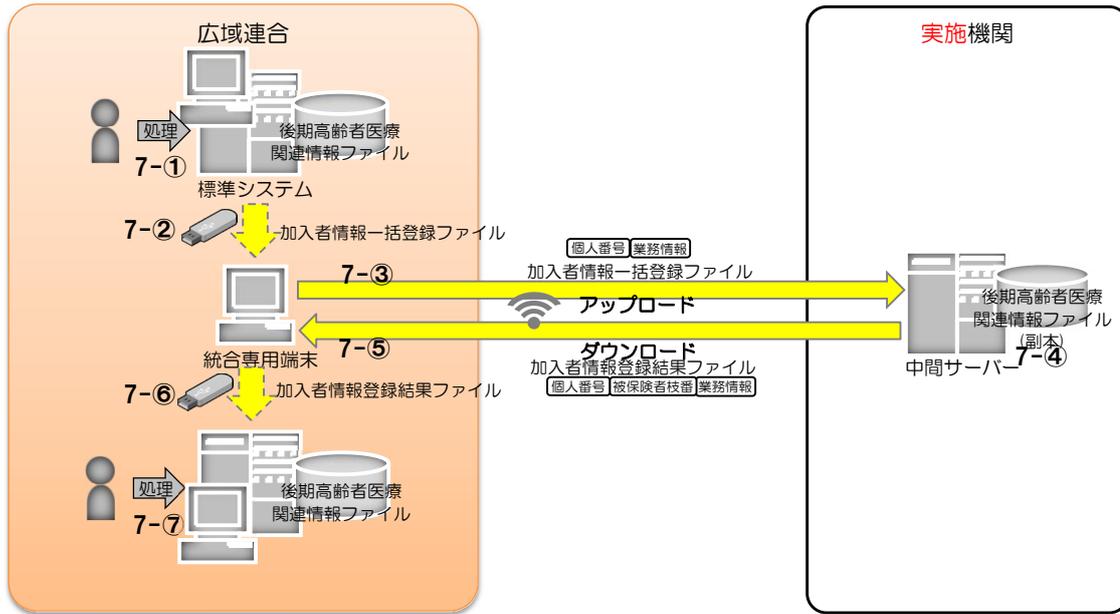
3. 給付業務

- 6-①市町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-②市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③市町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-④市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が入力される。
- 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-⑦広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑧療養費支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



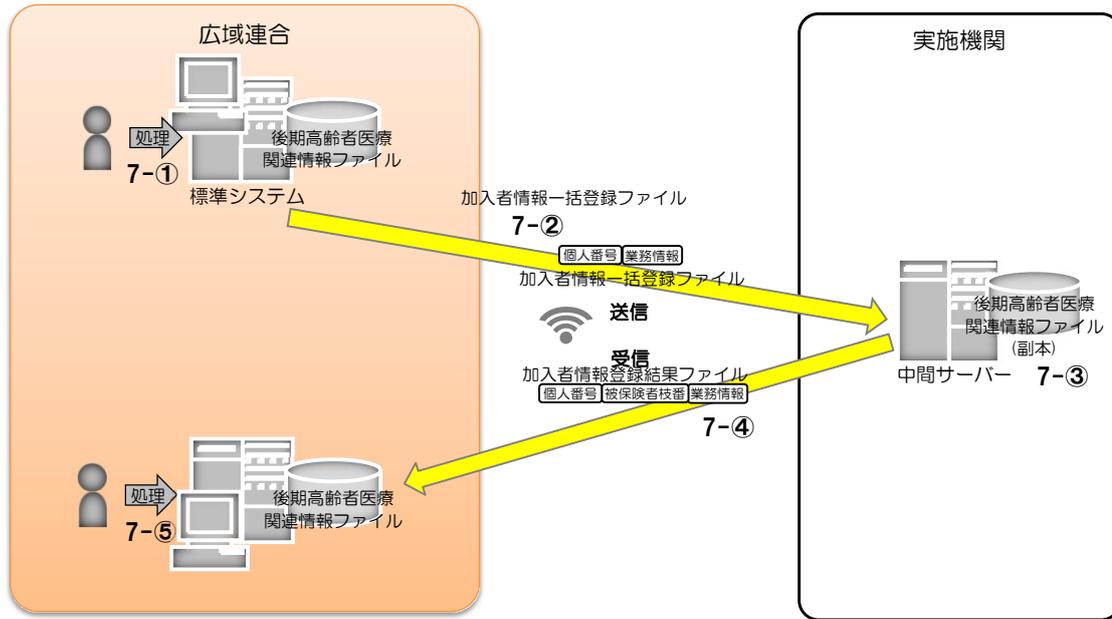
(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-②広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
- 7-④中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



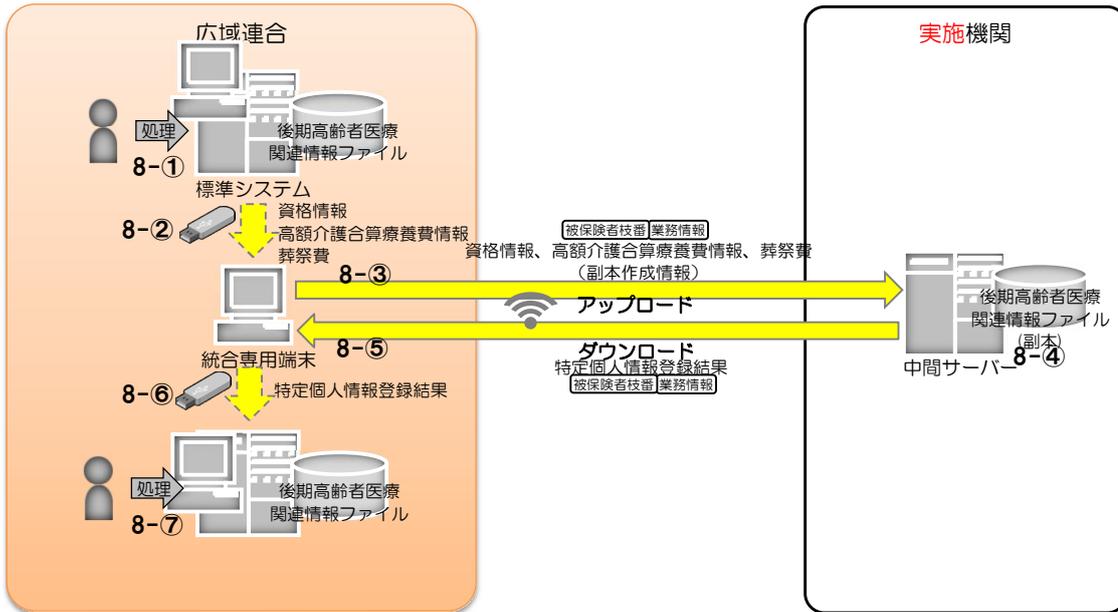
(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-②標準システムから中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルを送信する。
- 7-③中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-④中間サーバーから加入者情報登録結果ファイルを受信する。
- 7-⑤一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年2月から主連携。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。

8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。

8-④中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

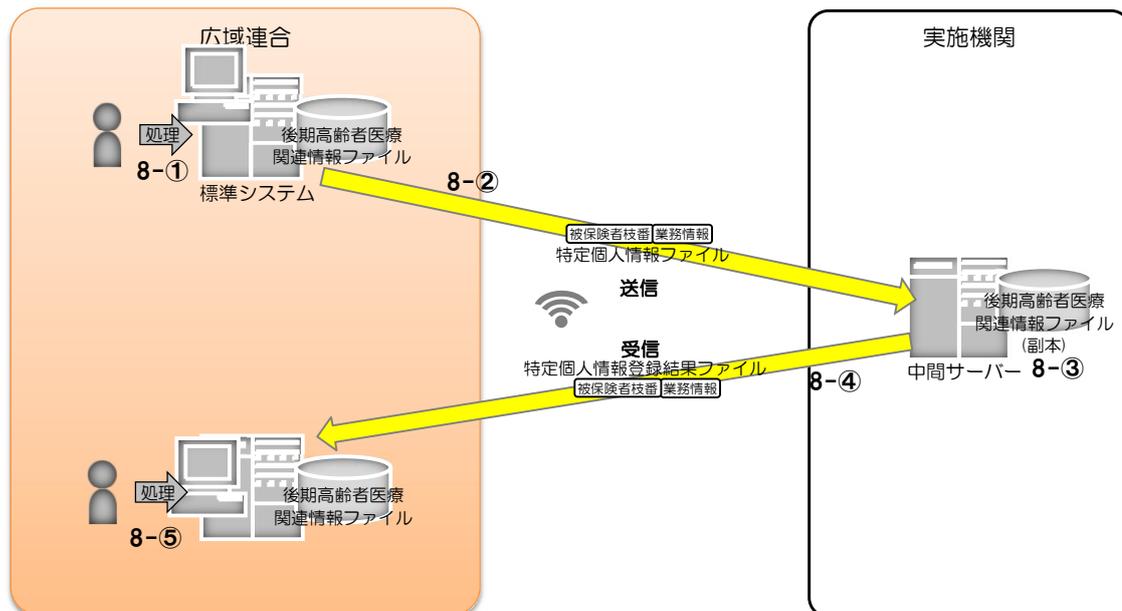
8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②標準システムから中間サーバーへ特定個人情報ファイル(8-①で作成したファイル)を送信する。

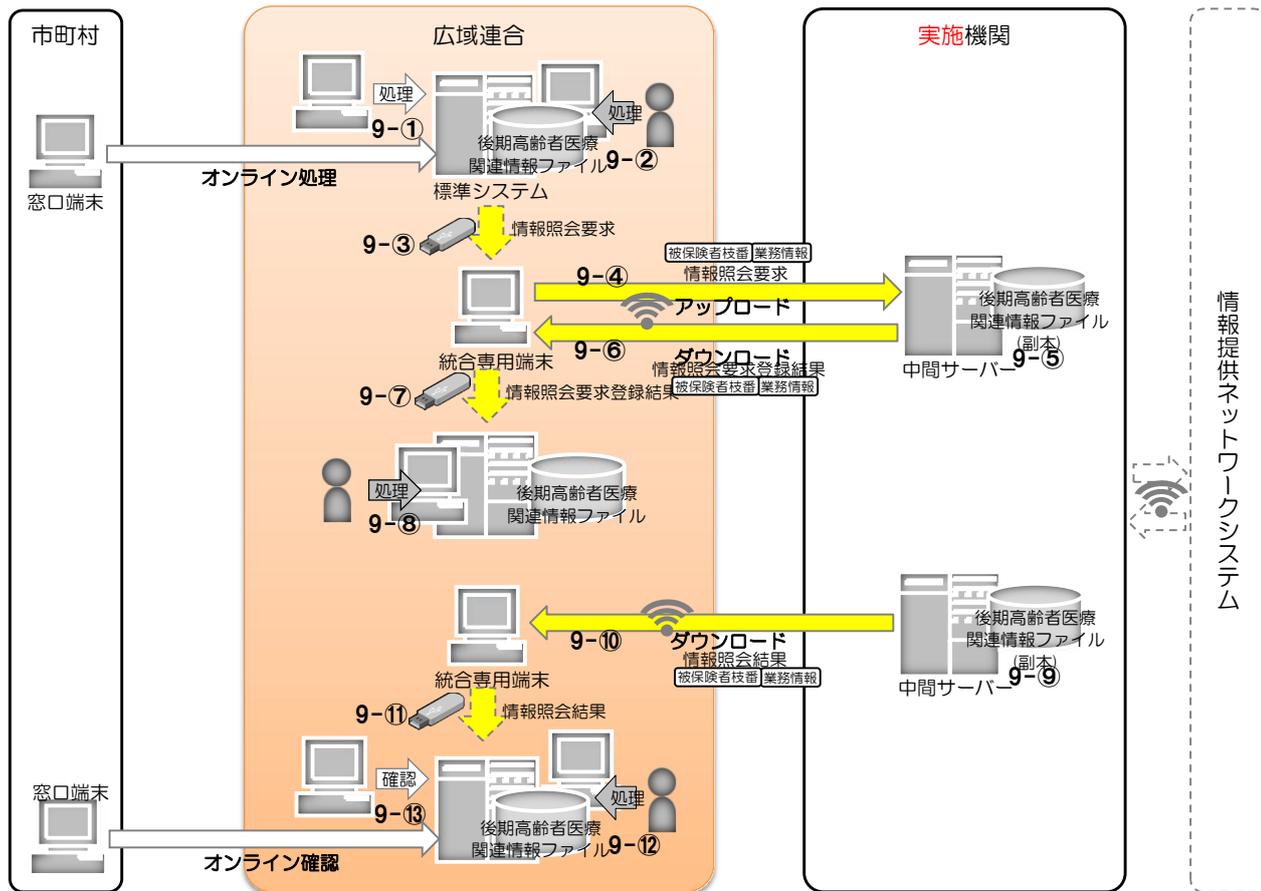
8-③中間サーバーで特定個人情報ファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

8-④中間サーバーから特定個人情報登録結果ファイルを受信する。

8-⑤一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年2月から主連携。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



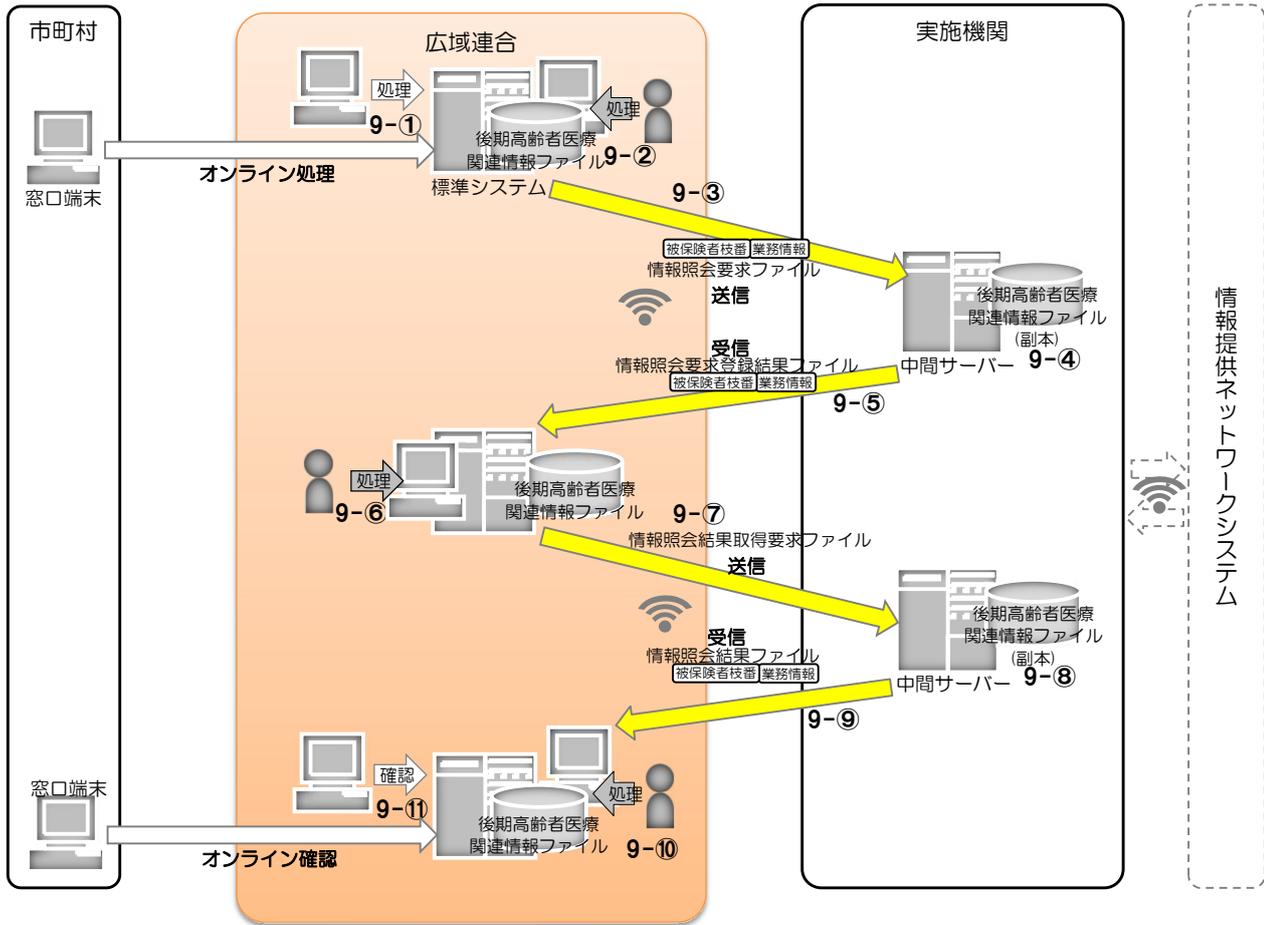
(備考)

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑧一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑨中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑪統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑫一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑬市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

※令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



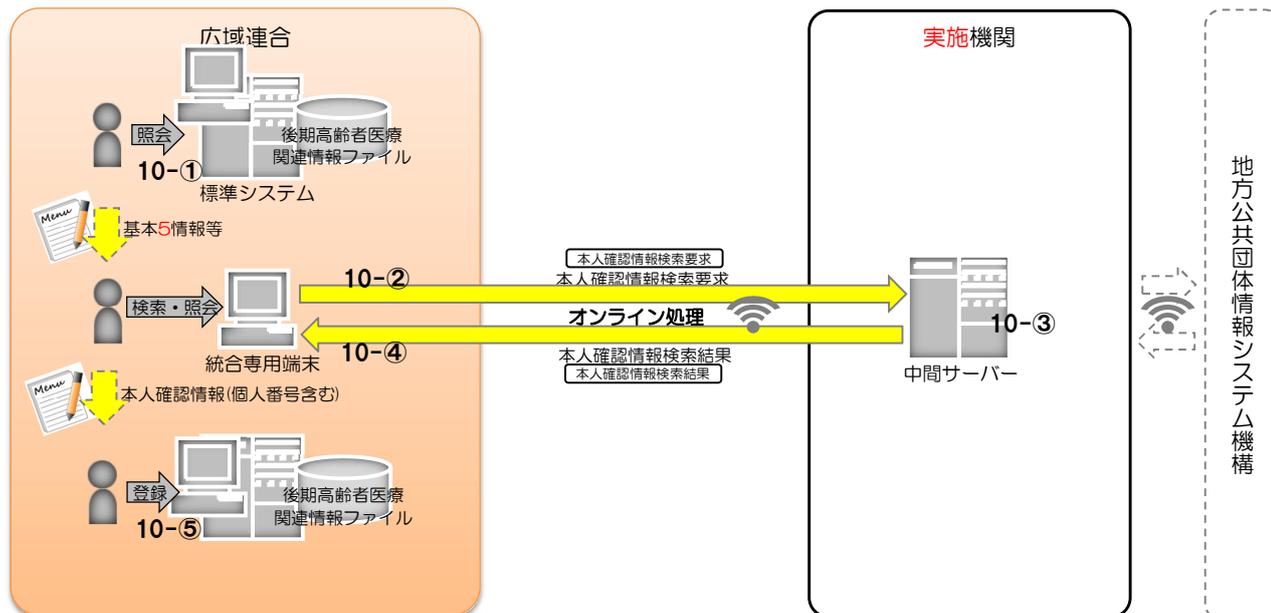
(備考)

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③標準システムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。
- 9-④中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑤中間サーバーから情報照会要求登録結果ファイルを受信する。
- 9-⑥一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑦一括処理で情報照会結果取得要求ファイルを作成し、中間サーバーへ送信する。
- 9-⑧中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑨中間サーバーから情報照会結果ファイルを受信する。
- 9-⑩一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑪市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

※令和9年2月から主連携。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 10-①広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本5情報等を確認する。
- 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本5情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
- 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
- 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
- 10-⑤広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど(具体的な運用に関しては、広域連合と構成市町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)

※基本5情報等:基本5情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本5情報を入手するケースを含む。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本5情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	業務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	<p>1. 広域連合は市町村から以下の特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に市町村窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、届出のある都度で入手。 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 ・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 ・賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。頻度は月次。 ・期割情報: 市町村が実施した期割保険料の情報。頻度は日次。 ・収納情報: 市町村が収納及び還付充当した保険料の情報。頻度は日次。 ・滞納者情報: 市町村が管理している保険料滞納者の情報。頻度は日次。 ・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等: 市町村等で申請書等を基に作成した療養費情報等。頻度は月次。 <p>2. 機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して機構に即時照会して入手する。頻度は随時。</p> <p>3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。</p>

④入手に係る妥当性

1. 入手する根拠

○当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠

【住民基本台帳情報】

・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条

【住民基本台帳情報以外の情報】

・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条

○構成市町村の窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から情報を入手する根拠

【住民基本台帳情報】

・住民基本台帳法第1条

【住民基本台帳情報以外の情報】

・番号法第9条第2項に基づく条例

○機構から個人番号を入手する根拠

・住民基本台帳法第30条の9

○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠

・番号法第19条第8号

・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条

広域連合と市町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市町村の窓口担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

2. 入手の時期・頻度の妥当性

・資格管理業務

・被保険者資格に関する届出: 転入時等に市町村窓口において申請者に**資格確認書等**を**即時**交付する必要があるため届出のある都度。

・住民基本台帳情報: 住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映するため日次。

・住登外登録情報: 被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。

・賦課・収納業務

・所得・課税情報: 個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。

・期割情報: 被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。

・収納状況: 保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次。

・滞納者情報: 保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次。

・給付業務

		<p>・療養費関連情報等：療養費等の申請は日々発生するが、療養費等は月毎にまとめて支給決定するため月次。</p> <p>3. 入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行いが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、更に通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。</p> <p>5. 機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。</p>
⑤本人への明示		<p>1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p> <p>2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。</p>
⑥使用目的 ※		<p>・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。</p>
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	業務課
	使用者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

⑧使用方法 ※		<p>1. 資格管理業務</p> <p>・被保険者資格等情報の取得 市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町村の窓口端末に入力する。 併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入することで、市町村システムにおいても同情報を管理する。</p> <p>・資格確認書等の交付 市町村の窓口端末から資格確認書等を発行し交付する。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>・保険料賦課 個人住民税に関するデータを、市町村の地方税システムから移出し、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを市町村の窓口端末に配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入し、市町村では当該住民に賦課決定通知書等で通知する。</p> <p>・保険料収納 市町村システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費等支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。</p>
	情報の突合 ※	<p>・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。</p> <p>・同一広域連合内である市町村から他の市町村に転居した場合に、転居先の市町村から入手した住民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。</p> <p>・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	<ul style="list-style-type: none"> 療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する審査及び支払等の一部 審査支払済レセプト(医科、歯科、調剤、訪問看護)及び柔道整復施術療養費を除く審査支払済療養費支給申請書の点検 	
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律第155条に基づき、広域連合は国保連合会に対して、療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する申請書の内容審査及びそれに伴う支払業務を委託する。 委託先である国保連合会には、広域連合の標準システムの端末を設置しており、国保連合会は同端末を使用して運用業務を実施する。また、広域連合の標準システムのサーバーと国保連合会に設置する同端末とは、専用線で接続している。 	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) 世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 	
その妥当性	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等の審査等を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名	青森県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		青森県国民健康保険団体連合会(青森県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会へ再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

委託事項3		中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供及びオンライン資格確認システムで管理している情報との紐付けを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。
	その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステム及びオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		支払基金
	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><標準システムにおける措置></p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次に満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性		<p><標準システムにおける保管期間></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</p> <p><中間サーバーにおける保管期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。 												
③消去方法		<p><標準システムにおける措置></p> <p>事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p> <p><実施機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。 												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療関連情報ファイル

個人番号管理情報

- ・宛名番号
- ・被保険者番号
- ・個人番号
- ・被保険者枝番

宛名番号

<資格関連情報>

- 住民基本台帳情報
- 外国人登録情報
- 住登外登録情報
- 混合世帯情報
- 障害認定申請情報
- 負担区分判定対象情報
- 個人異動情報
- 適用除外者情報
- 被保険者
- 被保険者世代管理
- 被保険者履歴
- 老人保健情報
- 負担区分根拠情報
- 基準収入額申請世帯情報
- 負担区分一時記憶WK
- 個人情報変更履歴情報
- 負担区分判定登録抑止対象情報
- 扶養控除候補者情報
- マイナンバー設定候補者WK
- 国保住所地特例者情報
- 住民基本台帳情報(清音化)
- 外国人登録情報(清音化)
- 住登外登録情報(清音化)
- 個人番号管理情報(個人情報)

<賦課・収納関連情報>

- 賦課世帯管理
- 所得情報
- 資格異動ログ
- 減額対象所得判定情報管理
- 所得情報照会結果管理
- 所得情報照会結果管理明細

<情報連携関連項目>

- 加入者情報管理(判定対象情報)
- 加入者情報管理(個人情報)

<給付関連情報>

- 給付記録管理
- 葬祭費(その他)
- 高額療養費支給管理
- 特別療養費支給
- 給付制限個人管理
- 高額療養費清算管理
- エラーレセプト
- 再審査レセプト
- 当月レセプト
- 療養費支給
- 被保険者月別資格日数
- 高額介護合算療養費等支給申請書情報
- 外来年間合算支給申請書情報
- 高額療養費計算WK

<共通情報>

- 稼働ログ管理
- 選択履歴
- メモ管理

被保険者枝番

<情報連携関連情報>

- 加入者情報管理(個人情報)
- 加入者情報管理(システム基本情報)
- 情報照会要求管理
- 情報照会状況管理
- 加入者情報管理(個人情報)
- 加入者情報管理(判定対象情報)

- 副本管理(判定対象情報)
- 副本管理(資格情報)
- 副本管理(高額介護合算療養費情報)
- 副本管理(葬祭費)
- 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)
- 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)
- 副本管理(メッセージ情報)
- 保険証利用登録情報管理**

<共通情報>

- 稼働ログ管理

被保険者番号

<資格関連情報>

障害認定申請情報
 個人異動情報
 適用除外者情報
 被保険者
 被保険者世代管理
 被保険者履歴
 証発行管理
 送付先情報
 負担区分世帯番号情報
 負担区分根拠情報
 一部負担金減免申請情報
 標準負担額減額認定情報
 標準負担額減額入院情報
 特定疾病認定申請情報
 負担区分一時記憶WK
 過去被保険者番号情報
 加入保険者情報
 被扶養者障害特定疾病証明書情報
 個人情報変更履歴情報
 短期証資格証候補者情報
 追加情報該当者
 参照用負担区分情報
 扶養控除候補者情報
 限度額適用申請情報
 被保険者(清音化)
 被保険者履歴(清音化)
 基準収入額申請世帯情報
 個人番号管理情報(被保険者情報)
 個別事情管理(加入者基本情報)
 個別事情管理(加入者制御情報)
証交付不要申請管理
資格確認書交付申請管理

<共通知報>

稼働ログ管理
 メモ管理

<賦課・収納関連情報>

賦課情報
 賦課世帯管理
 市町村別賦課情報
 所得情報
 保険料減免管理情報
 賦課対象情報
 資格異動ログ
 実態調査用被保険者番号管理
 期割収納情報
 収納履歴
 滞納情報
 徴収猶予
 徴収猶予内訳
 期割収納削除情報
 収納削除履歴
 滞納削除情報
 徴収猶予削除
 徴収猶予内訳削除
 減額対象所得判定情報管理
所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理

<情報連携管理情報>

加入者情報管理(資格情報)
 加入者情報管理(判定対象情報)
 情報照会要求管理
 副本管理(判定対象情報)
 副本管理(資格情報)
 副本管理(高額介護合算療養費情報)
 副本管理(葬祭費)
 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)
 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)
 加入者情報管理(加入者制御情報)
 加入者情報管理(加入者資格情報)
 加入者情報管理(被保険者**資格**等情報)
 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報)
 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)

<給付関連情報>

給付記録管理
 高額療養費支給
 葬祭費(その他)
 高額療養費支給管理
 特別療養費支給
 口座
 給付制限個人管理
 給付制限レセプト管理
 高額療養費清算管理
 エラーレセプト
 支給管理
 高額該当管理
 再審査レセプト
 当月レセプト
 療養費支給
 被保険者月別資格日数
 レセプト負担区分管理
 高額介護合算療養費等支給申請書情報
 自己負担額証明情報
 高額療養費特別支給金支給管理
 特定医療費等連絡対象者管理
医療費通知発行申請管理
 突合レセプト増減情報
 突合査定結果情報
 後発医薬品差額通知送付情報
 給付制限追加情報
 一定点数超過管理セットアップ
 一定点数超過管理
 第三者行為求償連携管理
公金受取口座照会管理
 外来年間合算支給申請書情報
 外来年間合算自己負担額情報
 外来年間合算計算結果情報
 外来年間合算計算結果内訳情報

<情報提供等記録項目>

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

<本人確認項目>

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号法)
住所
住所(大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
券面記載の氏名
券面記載の氏名かな
券面記載氏名が通称名の場合の本名等
券面記載氏名が通称名の場合の本名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間(照会基準日)
生存状況
生年月日

<共通情報>

稼働ログ管理
選択履歴
メモ管理

※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>※1：ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの機能のことを指す。 ※2：確認リストとは既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。 ※3：事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に広域連合の標準システムを操作し運用する職員等を指す。</p> <p>(注)市町村の窓口端末からのデータ送信については、内部利用と整理されているが、便宜上「入手」の欄に記載している。</p> <p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市町村から入力されることのリスクを軽減している。 また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村が適切な方法で入手している。</p> <p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村において本人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に 確認内容を書面等で通知し 、入手情報の再作成の依頼を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元は、市町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町村が市町村の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町村の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に 確認内容を書面等で通知し 、入手情報の再作成の依頼を行う。 また、広域連合の標準システムにおいて対象者の検索結果を表示する画面には、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、不正確な特定個人情報で事務を行うこと of リスクを軽減している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムは市町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失すること of リスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 <p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	当広域連合では市町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムは特定個人情報を保持せず、また標準システムとはネットワークが物理的に分離されているため、その他の事務で用いるファイルと紐付けは行われない。
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、 市町村の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発効は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステムの的に制御している。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・統括責任者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、統括責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書き込むこと等もできない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外には対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにおいては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・バックアップファイルは暗号化し、厳重に保管する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、施錠保管する。 <p>※1:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出にあたっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に管理者の承認を得る。 ・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 <p>※2:統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報 が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者のみアクセス権限を付与する。アクセス権限の設定に当たっては、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限り許可を与える。 ・委託先のサーバ室においても入退室管理を実施し、不審者の侵入を防止している。 ・更に、委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <実施機関で行う委託業務における措置> ・実施機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、実施機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 <実施機関で行う委託業務における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <実施機関で行う委託業務における措置> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[十分にしている]</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立ち入り調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け等。 <p>また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認し、再委託先からの情報漏えいを防ぐために、さらに有効な方策を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>広域連合の標準システムから市町村の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。</p> <p>(注)市町村の窓口端末へのデータ配信については、内部利用と整理されているが、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>広域連合の標準システムから市町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとされている。</p> <p>管理者は広域連合の標準システムから市町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ・広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・データ配信先の市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条（法令上の根拠）に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムは市町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 <p>※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <p>広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に管理者の承認を得る。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。
- ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。
- ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。

<中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。
- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。
- ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバーにおける措置>

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報が収集でき、入退室の記録を取得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は、物理的破壊を行う。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを実施機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><標準システムにおける措置> ・標準システムにおいて保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>※1:ウイルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウイルス対策状況を集中管理する機能。</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>—</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>—</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、市町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入力し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 また、その他の情報についても、市町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【運用上のルールによる措置】

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施
- ・保存満了分文書廃棄の実施
- ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施
- ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
- ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施
- ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施
- ・使用済みメディアの粉碎、廃棄の実施
- ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う

【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。

- (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>当広域連合の統括責任者(※1)及び管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて毎年度及び必要に応じて点検を実施し、その点検結果を最高責任者(※1)に報告している。</p> <p>※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、次のとおり定義している。 ○最高責任者: 事務局長とし、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理の総括及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。 ○統括責任者: 総務課長とし、広域連合の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任並びに情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>・当広域連合の統括責任者は、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について毎年度及び必要に応じて監査を実施する。 ・監査を行うにあたっては、監査対象、監査項目等を定めた実施計画を作成し、実施計画に基づき監査を実施する。 ・統括責任者は、監査結果を取りまとめて情報セキュリティ会議に報告し、情報セキュリティ会議は、監査結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用する。 ・当広域連合の最高責任者は、監査結果を踏まえ、指摘事項等を所管する管理者に対し、指摘事項についての対処を指示し、また指摘事項を所管していない管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、課題及び問題点の有無を確認することとしている。</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・当広域連合の最高責任者は、年度始めに、新任職員を含む全職員に対し、個人情報の保護と情報資産の適切な使用・管理及び情報セキュリティポリシーの遵守を指示している。 ・広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、年に1度実施している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	青森県後期高齢者医療広域連合 総務課 〒030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 県共同ビル1階 電話番号 017-721-3823
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	青森県後期高齢者医療広域連合 業務課 〒030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 県共同ビル1階 電話番号 017-721-3821
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行うための標準的な処理期間を有する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	青森県後期高齢者医療広域連合ホームページ、青森県後期高齢者医療広域連合事務局及び各市町村後期高齢者医療担当課窓口にて特定個人情報保護評価書案を設置し、意見を募集。
②実施日・期間	令和7年11月19日から令和7年12月18日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年1月15日
②方法	青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会による第三者点検
③結果	特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(追記)	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 1. 資格管理業務	(追記)	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 2. 賦課・収納業務	(追記)	(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 3. 給付業務	(追記)	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(追記)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(追記)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(追記)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(追記)	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム1 ②システムの機能</p>	(追記)	<p>4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。</p>	事前	
平成29年2月28日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム1 ②システムの機能</p>	(追記)	<p>5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p>	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(追記)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称		中間サーバー	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称		全文記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	・住民基本台帳法 第30条の9	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、87、93、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</p> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	業務課長 西澤 徹	業務課長 野登 浩一	事後	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	図の修正(情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構、中間サーバー統合専用端末、取りまとめ機関における業務の記載追加)	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の交付申請 (備考)	(追記)	※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得 (備考)	(追記)	※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 (備考)	(追記)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (2)保険料収納管理 (備考)	(追記)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 3. 給付業務 (備考)	(追記)	※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)		図及び備考の全文記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)		図及び備考の全文記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)		図及び備考の全文記載	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)		図及び備考の全文記載	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(追記)	[O]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追記)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追記)	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。頻度は随時。 3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 1. 入手する根拠	(追記)	○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。 5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(追記)	2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	(追記)	・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要とき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(追記)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要とき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(追記)	・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2)件	(5)件	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」を全文記載	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」を全文記載	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		「中間サーバーにおける本人確認事務」を全文記載	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		委託事項2から委託事項5へ記載順を変更(内容の変更なし)	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	(追記)	[○]提供を行っている(22)件	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1		「提供先1」について全文記載	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追記)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関の電算室に設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	定められていない	20年以上	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	(追記)	<中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	消去しない。	<標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダー等により物理的に粉砕する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		図に以下の項目を追加 ・「宛名番号」に<情報連携関連項目>を追加 ・「被保険者枝番」の全項目を追加 ・「被保険者番号」に<情報提供等記録項目>、<本人確認項目>を追加	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追記)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り漏れ・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】	(追記)	・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	(追記)	<p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザー認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。 	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p>(1)発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追記)	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。 <p>※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。</p>		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用され るリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情 報システム管理者以外には行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス 権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認 を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザID の残存や不必要なアクセス権限の付与など管 理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定 期的に変更を行う。 <中間サーバーにおける措置> ・該当する当広域連合の職員等に許可された業 務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制 御している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・中間サーバーの使用について、情報システム 管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題 が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用 が行われていないかを点検する。 <中間サーバーにおける措置> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の 操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録して いる。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	<中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等に おいて、当広域連合の職員に許可された事務 /事務手続のみ取り扱うことができるよう中間 サーバーで制御している。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置></p>	(追記)	<p>・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。</p> <p>・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにおいては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。・バックアップファイルは暗号化し、厳重に保管する。</p> <p>・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、厳重に保管する。</p>	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。</p> <p>・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。</p> <p>・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。</p> <p>・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。</p> <p>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追記)	<中間サーバーにおける措置> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専 用端末を利用して当広域連合の職員が情報提 供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)す る際は、情報提供等記録ファイルから機関別符 号等を除いた範囲の項目にしかアクセスでき ず、当該アクセス可能な項目のみしか複製でき ないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルにつ いては、統合専用端末を利用して当広域連合 の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)す る際に特定の項目にしかアクセスできず、当該ア クセス可能な項目のみしか複製できないよう制 限している。 ※2:統合専用端末にファイル出力(ダウンロー ド)する機能は、住民基本台帳ネットワークシ ステム及び情報提供ネットワークシステムから取 得した特定個人情報を標準システムに取り込む ために必要となる。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追記)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メ ニューのみ表示するよう中間サーバーで制御し ている。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応 表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と 委託事業者の所属の別等により、実施できる事 務の範囲を限定している。また、対応表は随時 見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に 更新を実施する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	(追記)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した 際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及びルー ル遵守の確認方法	(追記)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・契約書において当広域連合が保有する個人 情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めて あり、委託先から他者への特定個人情報の提 供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及びルー ル遵守の確認方法	(追記)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又 は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	(追記)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・情報提供等記録については、番号法第23条第 3項に基づく施行令第29条の規定において、保 存期間は7年間とされており、保存期間経過後 は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 具体的な内容	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。 ・委託先への監査、立ち入り調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。 ・委託先への監査、立ち入り調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク2: 不適切な方法で 提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク リスクに対する措置の内容	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続		全文記載	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(追記)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセン ターに設置し、設置場所への入退室記録管理、 監視カメラによる監視及び施錠管理をすること でリスクを回避する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 <標準システムにおける措置 >	(追記)	・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末は、インターネットに接続できないように分離 する。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用 を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。 	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順	定めていない	定めている	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境 (委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審 査の結果、資格を得られない場合には、運用支 援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を 消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者 について、中間サーバー委託区画に登録されて いる資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に 登録されている副本情報を削除する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置		全文記載	事前	
平成29年2月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準シ ステム及び当広域連合の運用における安全管 理措置について、定期的に監査を行うこととして いる。	事前	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	
平成29年2月28日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」		全文記載	事前	
平成30年3月16日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	制度改正に合わせた記載の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の範囲対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	制度改正に合わせた記載の修正
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 22件	提供を行っている 24件	事前	制度改正に合わせた記載の修正等
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1 別紙1	番号利用法別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、109、120の情報提供に係る内容を記載	番号利用法別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120の情報提供に係る内容を記載	事前	制度改正に合わせた記載の修正
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	制度改正に合わせた記載の修正
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	制度改正に合わせた記載の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	特定個人情報ファイルの記録項目の記載	記録項目に、「国保住所地特例者情報」、「第三者行為求償連携管理」を追加	事前	制度改正等に合わせた記載の修正
平成30年5月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	特定個人情報ファイルの記録項目の記載	記録項目に、「外来年間合算支給申請書情報」、「限度額適用申請情報」、「外来年間合算支給申請書情報」、「外来年間合算自己負担額情報」、「外来年間合算計算結果情報」、「外来年間合算計算結果内訳情報」を追加	事前	制度改正等に合わせた記載の修正
令和1年6月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119	事後	法令に合わせた記載の修正
令和1年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 宛名番号	(追記)	<資格関連情報> 住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化) <賦課・収納関連情報> 減額対象所得判定情報管理 <共通情報> 選択履歴 メモ管理	事前	標準システムの改修に伴う修正
令和1年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号	(追記)	<資格関連情報> 被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化) <賦課・収納関連情報> 減額対象所得判定情報管理 <共通情報> 選択履歴 メモ管理	事前	標準システムの改修に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードに設けられた有効期限に沿って、定期的に変更を行う。</p>	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	事前	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p><中間サーバーにおける措置> ・パスワードを定期的に更新する中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。</p>	<p><中間サーバーにおける措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	事前	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードに設けられた有効期限に沿って、定期的に変更を行う。</p>	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	事前	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。</p>	<p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	事前	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報の提供ルール</p> <p>委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・また、当広域連合における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</p> <p>さらに、当広域連合の管理者が委託契約の監査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求め。</p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・また、当広域連合における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</p> <p>さらに、当広域連合の管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求め。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報の提供ルール</p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求め。</p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求め。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>管理者は広域連合の標準システムから市町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p>	<p>管理者は広域連合の標準システムから市町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク5: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正
令和1年6月10日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	事前	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの改正に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場 合の対応】 (2)事実関係を調査、点検し、番号法違反又は 番号法違反のおそれが把握できた場合には、 その原因究明を行う。	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場 合の対応】 (2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は 番号法違反のおそれが把握できた場合には、 その原因究明を行う。	事前	特定個人情報の適正な取り扱 いに関するガイドラインの改正 に伴う修正
令和1年6月10日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓 発 具体的な内容	(追記)	・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対し ては、再受講の機会を付与している。	事前	特定個人情報の適正な取り扱 いに関するガイドラインの改正 に伴う修正
令和1年6月10日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職	業務課長 野登 浩一	業務課長	事後	様式変更に伴う所属長氏名の 削除
令和2年6月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	(追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運 営を図るための健康保険法等の一部を改正す る法律」によりオンライン資格確認の仕組みの 導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資 格確認等システムで被保険者等の資格情報を 利用するために、資格履歴情報から個人番号を 除いた情報をオンライン資格確認等システムへ 提供することについても、あわせて支払基金に 委託することになった。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指 針第6の2(2)ただし書きにある 「形式的な変更」に該当すると 考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	(追記)	・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個 人番号を除いた情報をオンライン資格確認等シ ステムへ提供する(※1-2)	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指 針第6の2(2)ただし書きにある 「形式的な変更」に該当すると 考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	(追記)	※1-2:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。	①新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(追記)	②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格等システムに提供する。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(追記)	⑤オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追記)	業務全体図中、サーバー間連携の説明に係る矢印(赤色)2本を追記。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(その妥当性)	(追記)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(追記)	及びオンライン資格確認システムで管理している情報との紐付け	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルのの範囲(その妥当性)	(追記)	及びオンライン資格確認システム	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追記)	クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目(宛名番号)	(追記)	個人番号管理情報(個人情報)、所得情報照会結果管理、所得情報照会結果管理明細、葬祭費(その他)、高額療養費計算WK、加入者情報管理(個人情報)、加入者情報管理(判定対象情報)	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目(被保険者枝番)	(追記)	加入者情報管理(システム基本情報)、加入者情報管理(個人情報)、加入者情報管理(判定対象情報)、副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)、副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)、副本管理(メッセージ情報)、<共通知報>稼働ログ管理	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目(被保険者番号)	(追記)	基準収入額申請世帯情報、個人番号管理情報(被保険者情報)、個別事情管理(加入者基本情報)、個別事情管理(加入者制御情報)、<共通知報>稼働ログ管理、メモ管理、<情報連携管理情報>加入者情報管理(資格情報)、加入者情報管理(判定対象情報)、情報照会要求管理、副本管理(判定対象情報)、副本管理(資格情報)、副本管理(高額介護合算療養費情報)、副本管理(葬祭費)、副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)、副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)、加入者情報管理(加入者制御情報)、加入者情報管理(加入者資格情報)、加入者情報管理(被保険者証等情報)、加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報)、加入者情報管理(特定疾病療養受領証情報)、特定医療費等、高額介護合算計算結果情報	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目(被保険者番号)	(追記)	<本人確認項目>券面記載の氏名、券面記載の氏名かな、券面記載の氏名が通称名の場合の本名等、券面記載の氏名が通称名の場合の本名かな	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支 援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環 境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対 策はクラウド事業者が実施することになるため、 クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認 証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されている ことが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としているこ と ・上記のほか、「政府情報システムにおけるク ラウドサービスの利用に係る基本方針」等によ る各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管 理する環境に設置する場合、開発者及び運用 者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデ ルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、シ ステム構築上及び運用上のセキュリティ(OSや ミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク 設定、アプリケーション対応、データ暗号化な ど)をどのように確保したかを書面に示した上 で、許諾を得ること。 	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指 針第6の2(2)ただし書きにある 「形式的な変更」に該当すると 考えられるため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<制度内容> 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合。)が設置され、保険者となる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町村が処理する事務とされている。	<制度内容> 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合。以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町村が処理する事務とされている。	事後	文言の追記
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) 後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。	<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。	事後	文言の修正 被保険者証廃止に伴う修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 (追記) ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町村は、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する。(※1、※1-2) なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)	事後	被保険者証廃止に伴う修正 被保険者証廃止に伴う追記 文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記) (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-2)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	(※1)当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の発行を行うことができる。 (※1-2)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-3)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事後	被保険者証廃止に伴う修正 文言の追記 文言の修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。	2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。(※2)	事後	文言の追記
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、市町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。(※3) (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	実態を踏まえた文言の修正 (事後) 公金受取口座を活用した医療費給付等の受付を可能とするための修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。	事後	文言の追記

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務に付随する事務」) ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	7. 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本5情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して機構から個人番号や基本5情報を取得する。	事後	文言の追記 法改正等に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	文言の修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の交付申請 市町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、その結果を市町村の窓口端末へ配信する。 市町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信する。	1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市町村の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 ・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信する。 ・市町村の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等(資格情報のお知らせを含む。以下同じ。)を発行する。 ※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 (削除)	事後	被保険者証廃止に伴う修正 被保険者証廃止に伴う追加

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。	2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。	事後	文言の修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	3. 給付業務 市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費等支給決定通知情報を市町村の窓口端末へ配信する。	3. 給付業務 市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ入力し、広域連合が標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費等支給決定通知情報を市町村の窓口端末へ配信する。	事後	実態を踏まえた文言の修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。) (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事前	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 ・標準システムは資格確認書等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 ・標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 ・標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事後	被保険者証廃止に伴う修正実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 ・市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 ・標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 ・市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。 (追加)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 ・市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 ・標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 ・市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。 なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追加

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 ①新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 ②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格等システムに提供する。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</p>	<p>中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国保中央会(以下「実施機関」という。)が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 ①新規被保険者の基本5情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 ②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 ②情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</p>	事後	文言の修正 法改正等に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2</p> <p>②システムの機能</p>	<p>(iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>(iv)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。</p> <p>(V)オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得 基本4情報(またはその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。</p> <p>(ii)基本4情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p>	<p>③情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>④情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>①個人番号取得 基本5情報(またはその一部)を基に、機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。</p> <p>②基本5情報取得 個人番号を基に、機構から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。</p>	事後	<p>文言の修正 法改正等に伴う文言の修正</p>
	<p>I 基本情報</p> <p>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</p> <p>①実務実施上の必要性</p>	<p>被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。</p>	<p>被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。</p>	事後	<p>文言の修正</p>
	<p>I 基本情報</p> <p>5. 個人番号の利用法令上の根拠</p>	<p>・番号法 第9条及び別表第一第59号</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> <p>・住民基本台帳法 第30条の9</p>	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条及び別表85の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条</p> <p>・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の9</p>	事後	<p>法改正等に伴う修正</p>

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	事後	法改正等に伴う修正
	(別添1)事務の内容 業務全体図ほか	・取りまとめ機関 ・被保険者証 ・被保険者情報 ・基本4情報 (追加)	・実施機関 ・資格確認書等 ・被保険者情報(マイナ保険証等の提示) ・基本5情報 ・令和9年2月から主連携	事後	実態を踏まえた文言の修正 被保険者証廃止に伴う修正 法改正等に伴う修正 実態を踏まえた文言の追記
	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務	(1)被保険者証等の即時交付申請 (図の追加)	(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 実施機関における概要図の追加	事後	被保険者証廃止に伴う修正 実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた図の追加
	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (備考)	1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の交付申請 1-① 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。 1-⑦ 市町村では、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。 1-⑧ 被保険者証等を交付する。	1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 1-①市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付ける。 1-⑦市町村では、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、資格確認書等の発行を行う。 1-⑧資格確認書等を交付する。	事後	被保険者証廃止に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (備考)	(図の追加) (2)住民基本台帳情報等の取得 (3)被保険者資格の異動 3-⑦ 被保険者証等を作成して交付する。	実施機関における概要図の追加 (1)被保険者資格等情報の取得 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 3-⑦ 資格確認書等を作成して交付する。	事後	実態を踏まえた図の追加 被保険者証廃止に伴う修正
	(別添1)事務の内容 3. 給付業務 (備考)	3. 給付業務 (図の修正) 6-④ 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。 6-⑧ 市町村において、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、療養費支給決定通知書等の発行を行う。 6-⑨ 療養費支給決定通知書等を交付する。	3. 給付業務 広域連合→住民 療養費支給決定通知書等 6-④市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が入力される。 (削除) 6-⑧療養費支給決定通知書等を交付する。	事後	実態を踏まえた図の修正 実態を踏まえた文言の修正
	(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	(追加)	※統合専用端末連携の場合と備考(令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。)を追加 ※サーバー間連携の場合と備考(令和9年2月から主連携。)を追加	事後	実態を踏まえた文言の追加 実態を踏まえた図の追加
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	[○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	法改正等に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・基本4情報、連絡先：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。 ・基本5情報、連絡先：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。	事後	法改正等に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 1. 入手する根拠	1. 広域連合は市町村から以下の特定個人情報を入手する。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。頻度は随時。	1. 広域連合は市町村から以下の特定個人情報を入手する。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2. 機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して機構に即時照会して入手する。頻度は随時。	事後	文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1. 入手する根拠 ○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80	1. 入手する根拠 ○機構から個人番号を入手する根拠 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条	事後	文言の修正 法改正等に伴う修正・追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に市町村窓口において申請者に被保険者証を交付する必要があるため届出のある都度。	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に市町村窓口において申請者に資格確認書等を即時交付する必要があるため届出のある都度。	事後	被保険者証廃止に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事後	法改正等に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。	5. 機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、機構から入手する。	事後	文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。	1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。	事後	文言の削除
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 資格管理業務 ・被保険者証の交付申請 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町村の窓口端末に入力する。市町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定が行われるので、市町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 ・住民基本台帳等の取得 市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入することで、市町村システムにおいても同情報を管理する。 (追記)	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町村の窓口端末に入力する。 併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入することで、市町村システムにおいても同情報を管理する。 ・資格確認書等の交付 市町村の窓口端末から資格確認書等を発行し交付する。	事後	被保険者証廃止に伴う削除 実態を踏まえた文言の修正 被保険者証廃止に伴う追記

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3. 給付業務 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費等支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成する。市町村の窓口端末で療養費支給決定通知情報等を移出して、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	3. 給付業務 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費等支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	事後	実態を踏まえた文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する審査及び支払等の一部 (追記)	・療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する審査及び支払等の一部 ・審査支払済レセプト(医科、歯科、調剤、訪問看護)及び柔道整復施術療養費を除く審査支払済療養費支給申請書の点検	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	高齢者の医療の確保に関する法律第155条に基づき、療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する申請書の内容審査及びそれに伴う支払業務を委託する。	・高齢者の医療の確保に関する法律第155条に基づき、広域連合は国保連合会に対して、療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び柔道整復療養費の請求に関する申請書の内容審査及びそれに伴う支払業務を委託する。 ・委託先である国保連合会には、広域連合の標準システムの端末を設置しており、国保連合会は同端末を使用して運用業務を実施する。また、広域連合の標準システムのサーバーと国保連合会に設置する同端末とは、専用線で接続している。	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	事後	法改正等に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等の審査等を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。 ③委託先における取扱者数 1) 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 (追加)	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等の審査等を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。 ③委託先における取扱者数 2) 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [<input type="radio"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	文言の修正 実態を踏まえた選択肢の修正 実態を踏まえた選択肢の追加
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項4 ⑥委託者名	社会保険診療報酬支払基金	支払基金	事後	文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	地方公共団体情報システム機構	機構	事後	文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用保守業務	標準システム運用保守業務	事後	文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取扱者数	その妥当性 当該委託業務においては、標準システムの運用保守にあたり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。 ③委託先における取扱者数 1) 10人未満	その妥当性 システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。 クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。 ③委託先における取扱者数 2) 10人以上50人未満	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた選択肢の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(24)件	[○]提供を行っている(20)件	事後	実態を踏まえた文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1、移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	事後	法改正等に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	・被保険者証発行用情報:被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等	・資格確認書等発行情報:資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等(資格確認書等に関する情報)	事後	被保険者証廃止に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 ・被保険者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 ・被保険者証発行用情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 ・住所地特例者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、随時の頻度 ・賦課業務 ・保険料情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、随時の頻度 ・給付業務 ・療養費支給決定通知情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 ・被保険者情報:後期高齢者医療の被保険者情報等 ・資格確認書等発行用情報:資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等(資格確認書等に関する情報) ・住所地特例者情報:住所地特例者の情報等 ・賦課業務 ・保険料情報:保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等 ・給付業務 ・療養費支給決定通知情報:療養費支給決定通知の出力に必要な情報と宛名情報等 	事後	文言の修正 被保険者証廃止に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	<p>後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーは電算室に設置しており、電算室への入室及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。電算室内のサーバー室は、カードキーによる入退を実施している。 ・サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末は、ユーザIDとパスワードによって管理している。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次に満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること <p>・上記の他、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダー等により物理的に粉砕する。 	<p><実施機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。 	事後	文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	個人番号管理情報－被保険者番号 <資格関連情報> (追加) (追加) <賦課・収納関連情報> (追加) (修正) <給付関連情報> (追加) (追加) 個人番号管理情報－被保険者枝番 <情報連携関連情報> (追加)	被保険者管理情報－被保険者番号 <資格関連情報> 証交付不要申請管理 資格確認書交付申請管理 <賦課・収納関連情報> 所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理 加入者情報管理(被保険者資格等情報) <給付関連情報> 医療費通知発行申請管理 公金受取口座照会管理 個人番号管理情報－被保険者枝番 <情報連携関連情報> 保険証利用登録情報管理	事後	実態を踏まえた文言の追加 実態を踏まえた文言の修正
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	なお、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に対して、入手情報の再作成の依頼を行う。 ※1: ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの機能のことを指す。 ※2: 確認リストとは既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 なお、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。 ※1: ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの機能のことを指す。 ※2: 確認リストとは既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。 【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <実施機関が定める当広域連合の運用における措置>	事後	文言の追記 実態を踏まえた文言の修正 文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <p>また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p>	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <p>また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 文言の修正
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	<p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p>	<p>【機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p>	事後	文言の修正
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報に不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に対して、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町村が市町村の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町村の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に対して、入手情報の再作成の依頼を行う。</p>	<p>また、市町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町村が市町村の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町村の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町村に確認内容を書面等で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・当広域連合における個人情報保護条例に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	(削除)	事後	実態を踏まえた文言の削除
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、他のシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市町村の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。	事後	実態を踏まえた文言の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。 (追加)	<実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追加

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法</p>	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各 職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定 し、標準システムにおけるユーザ認証の管理や アクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 当広域連合の情報システム管理者が統合専用 端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者 用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の情報システム 管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を 与えることにより、各医療保険者等において情 報システム管理者が職員に対して一般的な ユーザIDを付与することが可能となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から 職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御 している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を 使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p>※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運 用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」に は、「情報システム責任者」とされているが、当 広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情 報システム管理者」が行うこととしている。</p>	<p><実施機関が定める当広域連合の運用におけ る措置> アクセス権限は、管理者(※3)が各職員等の担 当事務分野とアクセス権限を決定し、標準シス テムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権 限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 当広域連合の管理者が統合専用端末において 以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもった管理者用IDと一般 的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の管理者用IDに 対して一般的なIDの付与権限を与えることによ り、各医療保険者等において管理者が職員に 対して一般的なユーザIDを付与することが可能 となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から 職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御 している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を 使わず、推測されにくいものを使用し、定期的 に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運 用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」に は、「情報システム責任者」とされているが、当 広域連合の情報セキュリティ対策基準では「管 理者」が行うこととしている。</p>	事後	<p>文言の修正 実態を踏まえた文言の修正</p>

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(追加)	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・移行作業終了後は、管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	事後	実態を踏まえた文言の追加
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<標準システムにおける措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報システム管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。 (追加)	<標準システムにおける措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、管理者が失効等の処理を行っている。	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追加
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外には行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する	<実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、管理者以外には行えないものとする。 ・管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。	事後	実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、統括責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 	事後	実態を踏まえた文言の修正 文言の修正
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。(追記) ・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。(追記) <p>・当広域連合における個人情報保護条例に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書き込むこと等もできない。 ・管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみが行うことができない。(削除) <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。 	事後	実態を踏まえた文言の追記 実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の削除

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(追加)</p>	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事後	実態を踏まえた文言の追加
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、厳重に保管する。 ・当広域連合における個人情報保護条例に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、施錠保管する。 <p>(削除)</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に管理者の承認を得る。 	事後	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の削除</p> <p>文言の修正</p>

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 	事後	文言の追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事後	実態を踏まえた文言の追加
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。 	<p><実施機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、実施機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第33条に従い、一定期間保存する。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 <p><実施機関で行う委託業務における措置></p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 文言の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・また、当広域連合における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p>	<p>(削除)</p> <p><実施機関で行う委託業務における措置></p>	事後	実態を踏まえた文言の削除 文言の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第33条に従い、一定期間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求めるとしている。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p>	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の管理者が委託契約の監査、調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求めるとしている。 <p><実施機関で行う委託業務における措置></p>	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<当広域連合で行う業務における措置> (追加) <取りまとめ機関で行う委託業務における措置>	<当広域連合で行う業務における措置> ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 <実施機関で行う委託業務における措置>	事後	実態を踏まえた文言の追加 文言の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(追加)	・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	実態を踏まえた文言の追加

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>また、当広域連合の個人情報保護条例第9条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。</p>	(削除)	事後	実態を踏まえた文言の削除
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	事後	文言の追記 法改正等に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	(削除)	事後	実態を踏まえた文言の削除
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>(追記)</p> <p>・当広域連合における個人情報保護条例に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。</p> <p>(削除)</p>	事後	実態を踏まえた文言の追記 実態を踏まえた文言の削除

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われる リスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第33条に従い、一定期間保存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第9条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 (削除) 管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の削除 文言の修正
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供される リスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第33条に従い、一定期間保存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第9条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。 (削除) 管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の削除 文言の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 情報提供ネットワークシ ステムとの接続に伴う他のリス ク及びそのリスクに対する措 置	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 <p>(追記)</p>	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に管理者の承認を得る。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 <p><中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。 	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追記

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<標準システムサーバー等における措置> ・サーバーは電算室内のサーバー室に設置し、 サーバー室はカードキーを用いた入退出管理を 実施している。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、 予備電源を設置している。 (追記)	<標準システムにおける措置> (削除) ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理 する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者 による設置場所への入退室記録管理及び施錠 管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマー ク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を 取得し、セキュリティ管理策が適切に実施され ていることが確認できるものを選定し、「政府情 報システムにおけるクラウドサービスの利用に 係る基本方針」等による各種条件を満たしてい るものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービス は、政府情報システムのためのセキュリティ評 価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリスト に掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点 では、電子錠等による入退室制限等の物理的 なアクセス手段により、許可された利用者のみ が入退室できるようにする。また、管理簿等によ る入退室情報が収集でき、入退室の記録を取 得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施 錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒 体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は、物 理的破壊を行う。	事後	文言の修正 文言の削除 文言の追記

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセン ターに設置し、設置場所への入退室記録管理、 監視カメラによる監視及び施錠管理をすること でリスクを回避する。 (追記)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーを実施機関のデータセンターに 設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カ メラによる監視及び施錠管理をすることでリスク を回避する。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は不正使用がないことを確認した上で 破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末は、インターネットに接続できないように分離 する。 (追記) ・広域連合の標準システムのウイルス管理マ ネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイ ルの適用が漏れている機器を把握し、情報シス テム管理者等が迅速に適用を行う。	<標準システムにおける措置> ・標準システムにおいて保有する特定個人情報 が、端末等を通じてインターネットに流出するこ とを防止するため、インターネットには接続でき ないようシステム面の措置を講じている。 ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施す るクラウドマネージドサービス(クラウド事業者に より運用管理まで含めた形で提供されるサービ ス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウドマネージドサービスの利用にあたって は、クラウド事業者は個人番号を含む電子 データを取り扱わない契約とし、クラウド事業 者が個人番号等にアクセスできないように、ア クセス制御を行う。 ・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを 導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新す る。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マ ネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイ ルの適用が漏れている機器を把握し、管理者等 が迅速に適用を行う。	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追記

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・統合専用端末はインターネットに接続できな いよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系 端末等に兼用できないよう分離などにより、リス クを回避する。 (追記)	<実施機関が定める当広域連合の運用におけ る措置> ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末 はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系 端末等に兼用できないよう分離などにより、リス クを回避する。 ・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと 標準システム以外の情報系端末等に兼用でき ないよう分離などにより、リスクを回避する。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の追記
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が古い まま保管され続けるリスク リスクに対する措置内容	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置>	<実施機関が定める当広域連合の運用におけ る措置>	事後	文言の修正
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリス ク 消去手順 手順の内容	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> (追加)	<実施機関が定める当広域連合の運用におけ る措置> <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は不正使用がないことを確認した上で 破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個 人情報が記録された機器を廃棄する際は、消 去証明書等により消去されたことを確認する。	事後	文言の修正 実態を踏まえた文言の追加

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p>当広域連合の統括責任者(※1)及び管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて、毎年度及び必要に応じて点検を実施する。</p> <p>その点検結果と点検結果に基づく改善策を、情報セキュリティ会議(※2)に報告する。</p> <p>※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、総務課長を統括責任者と定義しており、統括責任者は、広域連合の全てのネットワークにおける設定変更等を行う権限及び責任を有するとともに、全てのネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>※2: 情報セキュリティ会議は、当広域連合の情報セキュリティ対策を総合的に推進するために置かれている組織であり、最高責任者、統括責任者及び管理者で組織されている。</p>	<p>当広域連合の統括責任者(※1)及び管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて毎年度及び必要に応じて点検を実施し、その点検結果を最高責任者(※1)に報告している。</p> <p>(削除)</p> <p>※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、次のとおり定義している。</p> <p>○最高責任者: 事務局長とし、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理の総括及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p> <p>○統括責任者: 総務課長とし、広域連合の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任並びに情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>(削除)</p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の削除
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	<p>・当広域連合の最高責任者(※1)は、監査結果を踏まえ、指摘事項等を所管する管理者に対し、指摘事項についての対処を指示し、また指摘事項を所管していない管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、課題及び問題点の有無を確認することとしている。</p> <p>※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、事務局長を最高責任者と定義しており、最高責任者は、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p>	<p>・当広域連合の最高責任者は、監査結果を踏まえ、指摘事項等を所管する管理者に対し、指摘事項についての対処を指示し、また指摘事項を所管していない管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、課題及び問題点の有無を確認することとしている。</p> <p>(削除)</p> <p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p>	事後	実態を踏まえた文言の修正 実態を踏まえた文言の削除 文言の修正
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>(追加)</p>	<p><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</p>	事後	実態を踏まえた文言の追加

別紙1 「特定個人情報の提供一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第5条で定めるもの
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第8条で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの
5	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの
7	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの
8	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの
9	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの
10	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの
12	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第117条で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表125の項	中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第127条で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの
15	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第160条で定めるもの
16	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの

17	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス型肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第166条で定めるもの
18	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第167条で定めるもの
19	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発第0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第168条で定めるもの
20	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
 ・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
 ・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)
新旧対照表

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	変更後	変更前	備考
<p>I-1 ②事務の内容 (つづき)</p>	<p><u>入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。</u> <u>・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付</u> <u>被保険者資格の審査・決定を行い、市町村は、</u> <u>・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、</u> <u>資格情報のお知らせ等を</u> <u>・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態に</u> <u>ある者に対し、申請に基づき資格確認書等を</u> <u>発行する。(※1、※1-2)</u> <u>なお、被保険者からマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。</u> ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3) <u>(※1) 当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の発行を行うことができる。</u> (※1-2) 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-3) オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p> <p>2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。<u>(※2)</u> (略)</p> <p>3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、<u>広域連合</u>から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。<u>(※3)</u> (※3) 給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、<u>また、口座登録情報の確認が必要な場合、</u>情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。</p>	<p>・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2) (追記) (※1) 他^{_____}の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (※1-2) オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p> <p>2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。<u>_____</u> (略)</p> <p>3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、<u>市町村</u>から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。<u>_____</u> (※3) 給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、<u>_____</u>情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。</p>	<p>止に伴う追記</p> <p>文言の修正 被保険者証廃止に伴う追記</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の追記</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>公金受取口座を活用した医療給付費等の給付を可能とするための修正</p>

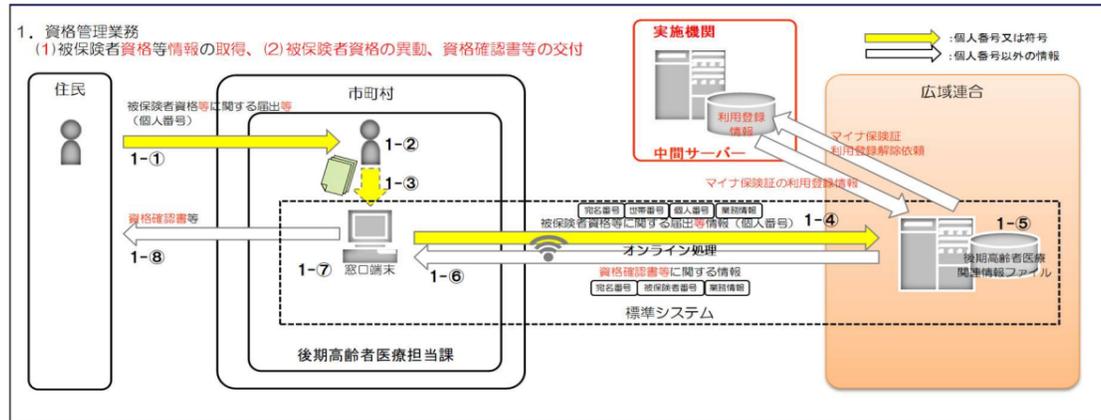
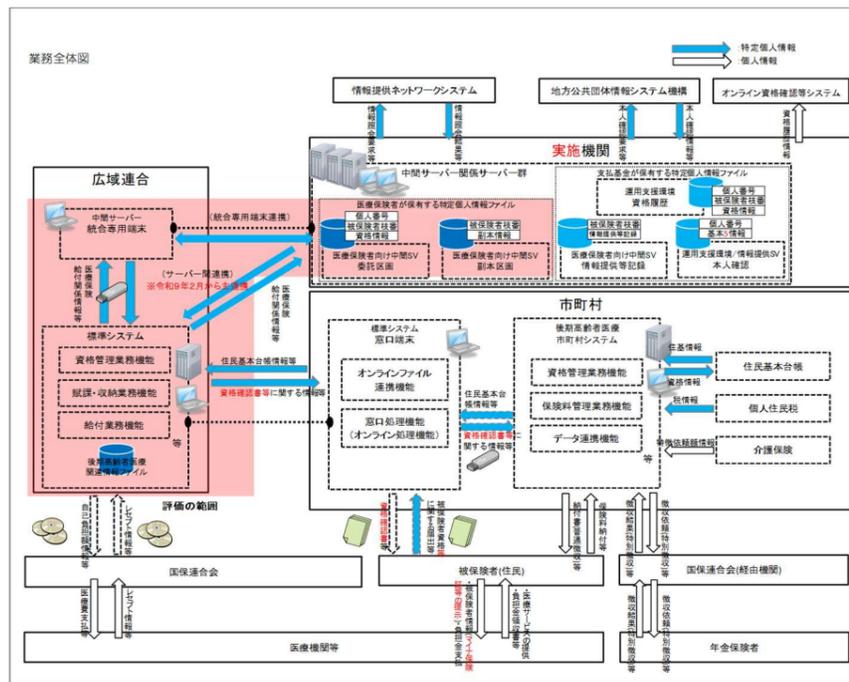
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	変更後	変更前	備考
<p>I-2 システム1 ②システムの 機能 (つづき)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(1) 被保険者資格等情報の取得</u> ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市町村の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p><u>(2) 被保険者資格の異動、資格確認書等の交付</u> ・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信する。 ・市町村の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等（資格情報のお知らせを含む。以下同じ。）を発行する。 <u>※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。</u></p> <p>2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2) 保険料収納管理 ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 ・市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ<u>入力</u>し、広域連合が標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費等支給決定通知情報を市町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>4. 加入者情報管理業務</p>	<p><u>(3) 被保険者資格の異動</u> <u>(2) により市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ配信する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2) 保険料収納管理 市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 ・市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ<u>送信</u>し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費等支給決定通知情報を市町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>4. 加入者情報管理業務</p>	<p>被保険者証廃止に伴う追加</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	変更後	変更前	備考
	<p>・番号法別表<u> </u>の主務省令で定める事務を定める命令 <u>(平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号)</u> 第 46 条</p> <p>・住民基本台帳法 <u>(昭和 42 年法律第 81 号)</u> 第 30 条の 9</p>	<p>・番号法別表<u>第一</u>の主務省令で定める事務を定める命令 <u> </u> 第 46 条</p> <p>・住民基本台帳法 <u> </u> 第 30 条の 9</p>	
I	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	(略)	(略)	
②法令上の根拠	<p>・番号法 第 19 条第 8 号 <u>(利用特定個人情報の提供の制限)</u> (照会) <u>番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号)</u> 第 2 条の表 115 の項、第 2 条の表 116 の項、第 117 条、第 118 条</p> <p>(提供) <u>番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</u> 第 2 条の表 2 の項、第 2 条の表 3 の項、第 2 条の表 6 の項、第 2 条の表 13 の項、第 2 条の表 42 の項、第 2 条の表 48 の項、第 2 条の表 56 の項、第 2 条の表 65 の項、第 2 条の表 69 の項、第 2 条の表 83 の項、第 2 条の表 87 の項、第 2 条の表 115 の項、第 2 条の表 125 の項、第 2 条の表 131 の項、第 2 条の表 158 の項、第 2 条の表 161 の項、第 2 条の表 164 の項、第 2 条の表 165 の項、第 2 条の表 166 の項、第 2 条の表 173 の項、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 15 条、第 44 条、第 50 条、第 58 条、第 67 条、第 71 条、第 85 条、第 89 条、第 117 条、第 127 条、第 133 条、第 160 条、第 163 条、第 166 条、第 167 条、第 168 条、第 175 条</p> <p>(略)</p>	<p>・番号法 第 19 条第 7 号 (<u> </u> 特定個人情報の提供の制限) (照会) <u>別表第二 項番 80、81</u> <u>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 43 条、第 43 条の 2</u></p> <p>(提供) <u>別表第二 項番 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119</u> <u>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 12 条の 3、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条の 2、第 24 条の 2、第 25 条、第 25 条の 2、第 31 条の 2、第 33 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 49 条、第 53 条、第 55 条の 2、第 59 条の 3</u></p> <p>(略)</p>	<p>法改正等に伴う修正</p> <p>〃</p>
I	7. 評価実施機関における担当部署	7. 評価実施機関における担当部署	
	(略)	(略)	
I	8. 他の評価実施機関	8. 他の評価実施機関	
	(略)	(略)	

I (別添1) 事務の内容



(備考)

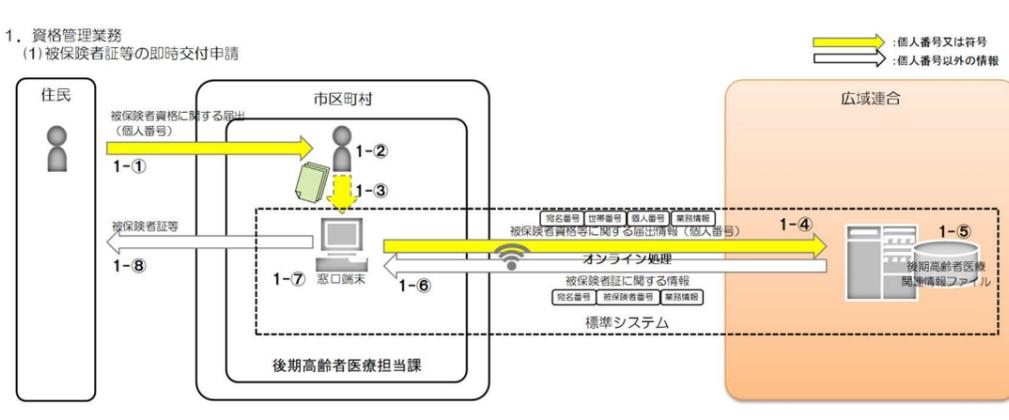
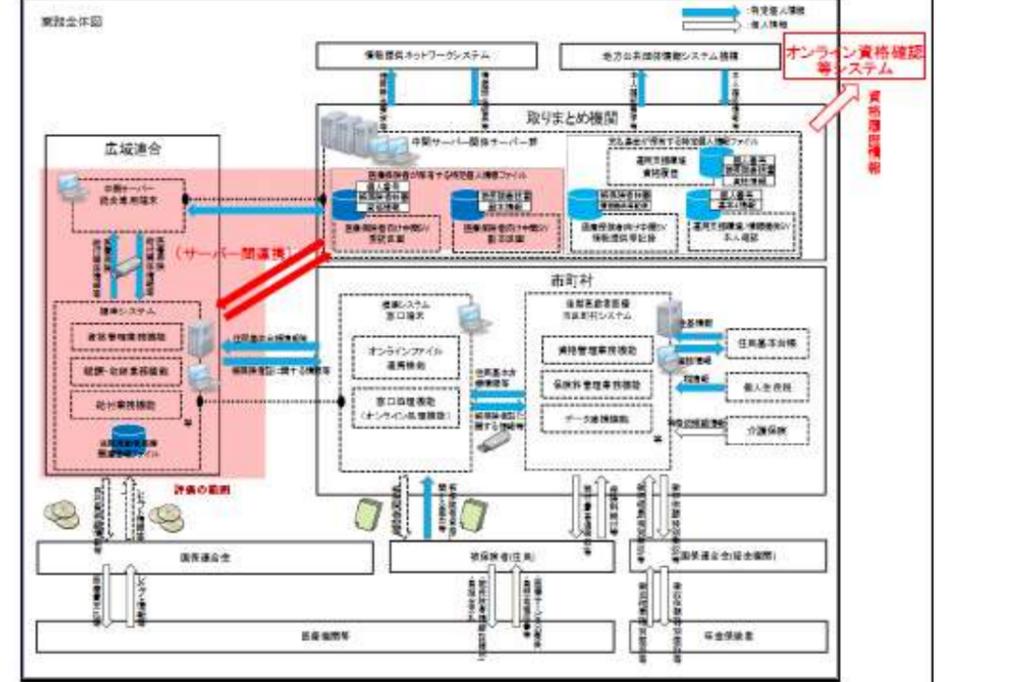
1. 資格管理業務
(1) 被保険者資格等情報の取得、(2) 被保険者資格の異動、資格確認書等の交付
1-1 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付ける。
1-2 市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
1-3 市町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
1-4 市町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号を併せて広域連合の標準システムに登録される。
1-5 広域連合の標準システムでは、市町村において登録された「市町村」と同一の宛名番号に紐付けて「個人番号」が管理される。
1-6 市町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
1-7 市町村では、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、資格確認書等の発行を行う。
1-8 資格確認書等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について
宛名番号及び世帯番号は、各市町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
広域連合及び市町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について
オンライン処理とは、市町村に設置された市町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※オンラインファイル連携機能について
オンラインファイル連携機能とは、市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。

※被保険者番号の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。
※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載



(備考)

1. 資格管理業務
(1) 被保険者証等の即時交付申請
1-1 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
1-2 市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
1-3 市区町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
1-4 市区町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号を併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
1-5 広域連合の標準システムでは、市区町村において登録された「市区町村」と同一の宛名番号に紐付けて「個人番号」が管理される。
1-6 市区町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
1-7 市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
1-8 被保険者証等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について
宛名番号及び世帯番号は、各市区町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市区町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市区町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
広域連合及び市区町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について
オンライン処理とは、市区町村に設置された市区町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

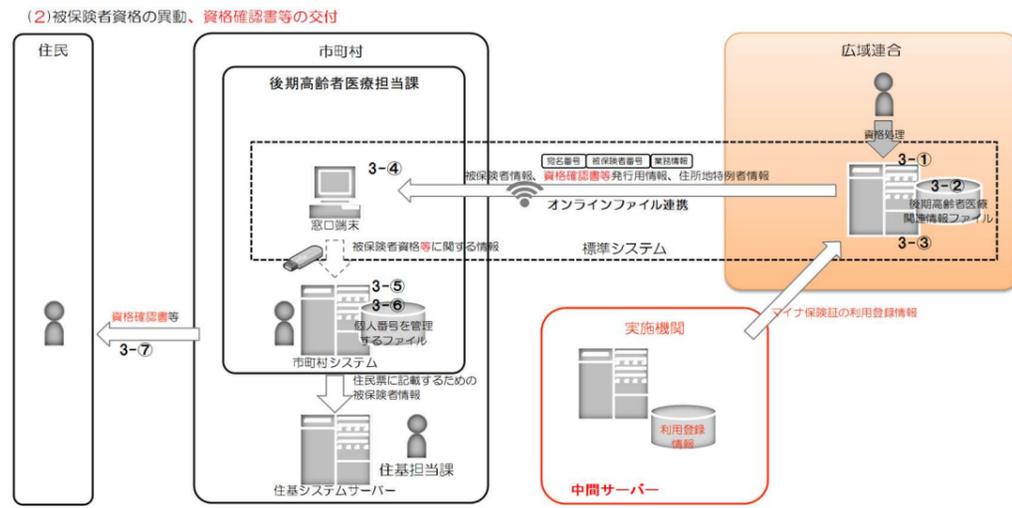
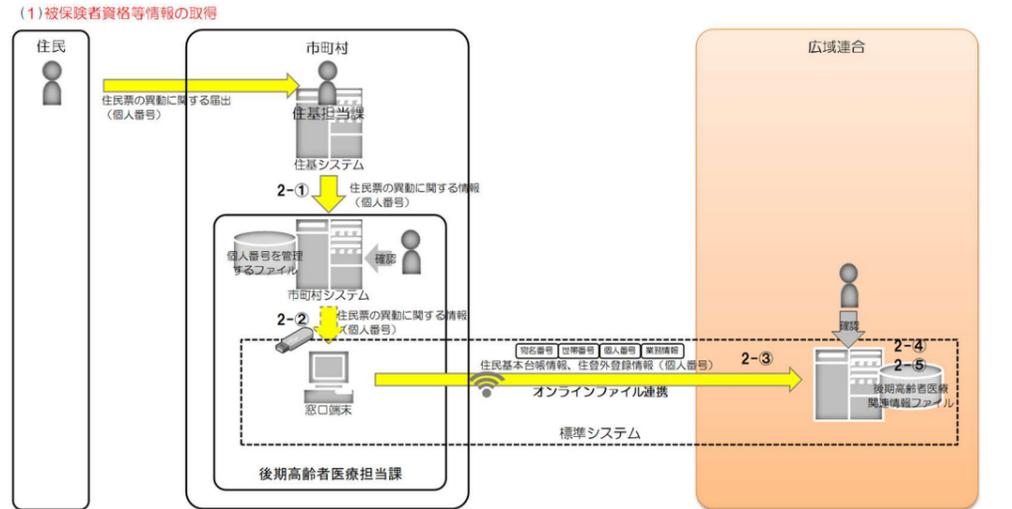
※オンラインファイル連携機能について
オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。

※被保険者番号の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。
※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

被保険者証廃止に伴う修正
実態を踏まえた文言の修正
法改正等に伴う修正
被保険者証廃止に伴う修正
実態を踏まえた図の追加
被保険者証廃止に伴う修正

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

(別添1)
事務の内容
(つづき)



(備考)

(1)被保険者資格等情報の取得

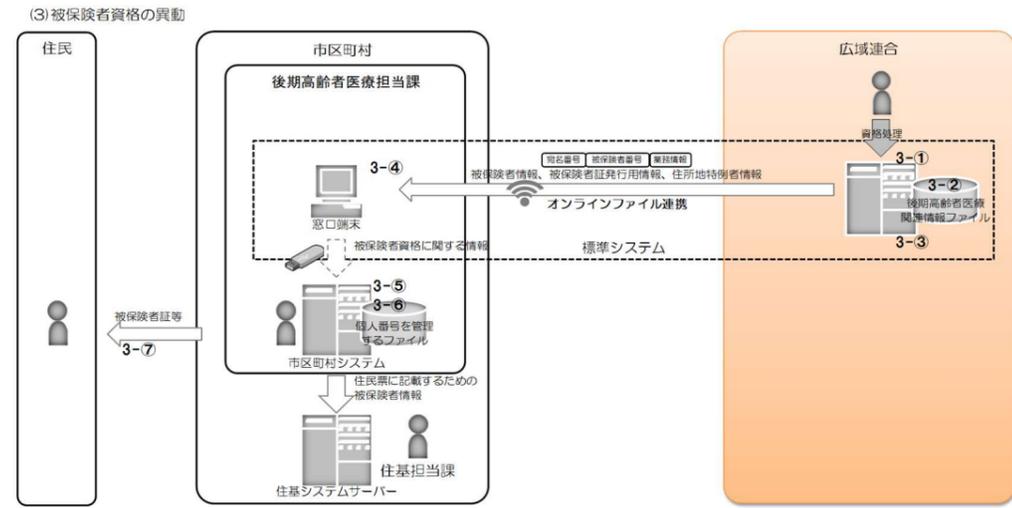
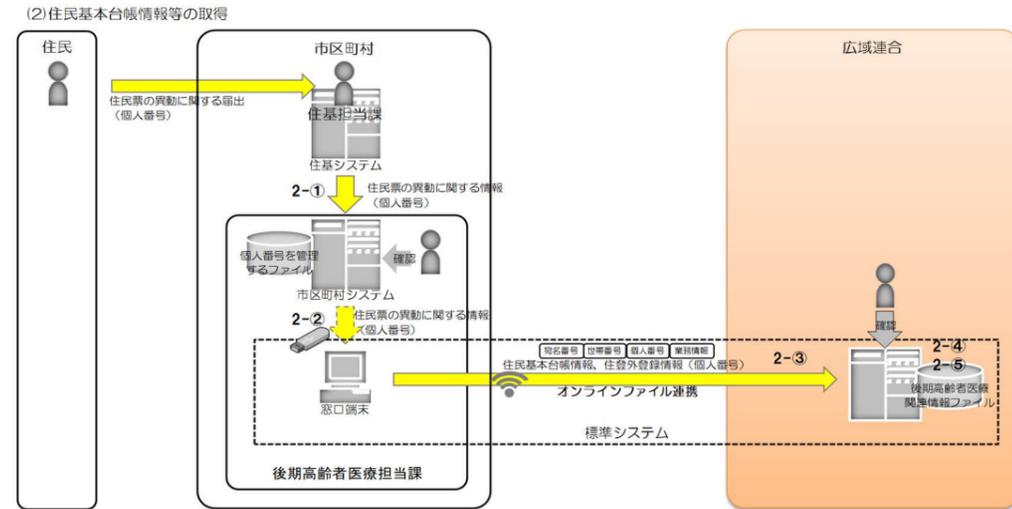
2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市町村システム」という。)、は、住居システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町村システムに更新する。
2-②市町村システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市町村の窓口端末に移入する。
2-③市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」が送信される。
2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
2-⑤広域連合の標準システムでは、市町村から送信された当該情報に含まれる「市町村」と同一の宛番号に紐付けて「個人番号」が管理される。

(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付

3-①(2)において市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村」と同一の宛番号と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
3-③市町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
3-④広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
3-⑤市町村では、市町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市町村システムに移入する。
3-⑥市町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
市町村では、すでに「宛番号」に紐付けて「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けて管理される。
3-⑦ 資格確認書等を作成して交付する。

※被保険者核番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載
※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

2. 賦課・収納業務
(略)



(備考)

(2)住民基本台帳情報等の取得

2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市区町村システム」という。)、は、住居システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市区町村システムに更新する。
2-②市区町村システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
2-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」が送信される。
2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
2-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「市区町村」と同一の宛番号に紐付けて「個人番号」が管理される。

(3)被保険者資格の異動

3-①(2)において市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住居基本台帳情報」及び「住居外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村」と同一の宛番号と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
3-③市区町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
3-④広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
3-⑤市区町村では、市区町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
3-⑥市区町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
市区町村では、すでに「宛番号」に紐付けて「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けて管理される。
3-⑦被保険者証等を作成して交付する。

※被保険者核番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載
※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

2. 賦課・収納業務
(略)

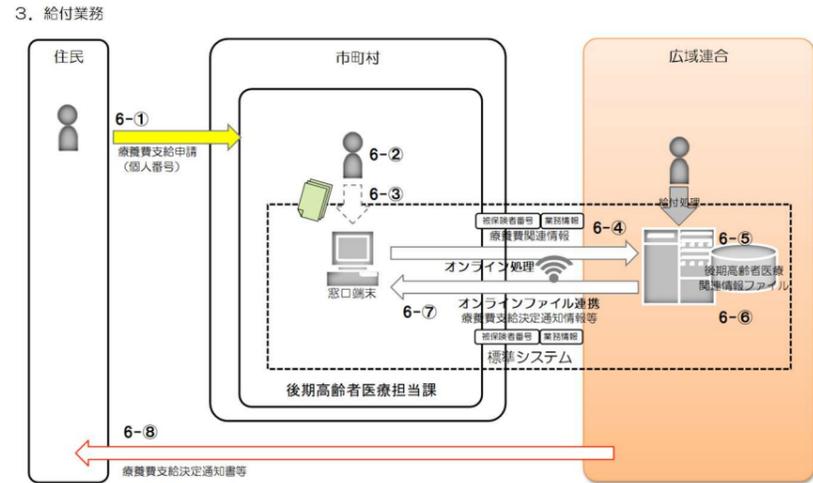
被保険者証廃止に伴う修正

被保険者証廃止に伴う修正

実態を踏まえた図の追加

被保険者証廃止に伴う修正

(別添1)
事務の内容
(つづき)



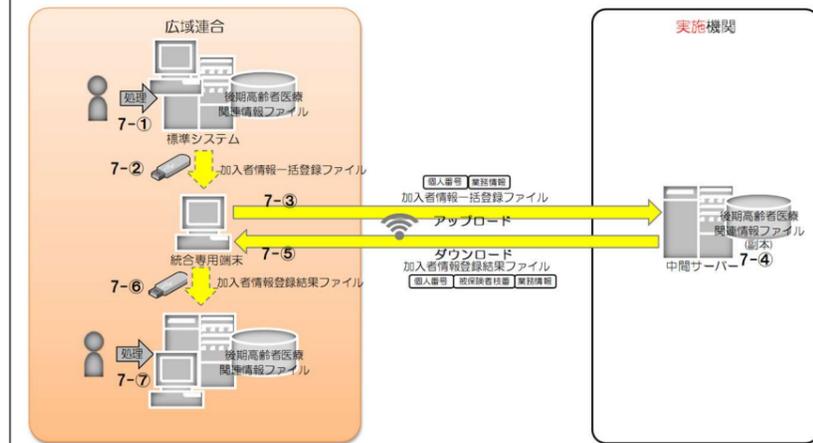
(備考)

3. 給付業務

- 6-1 市町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-2 市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-3 市町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-4 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が入力される。
- 6-5 広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-6 広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-7 広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-8 療養費支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

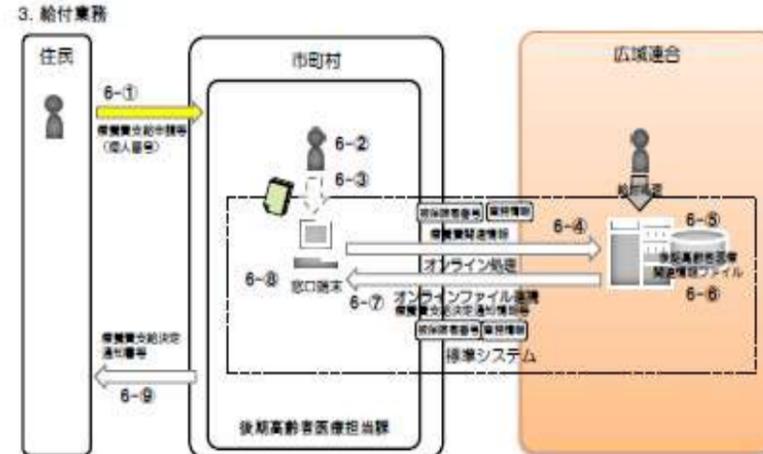
4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 7-1 一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
 - 7-2 広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
 - 7-3 統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
 - 7-4 中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
 - 7-5 中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
 - 7-6 統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
 - 7-7 一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。
- ※令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。



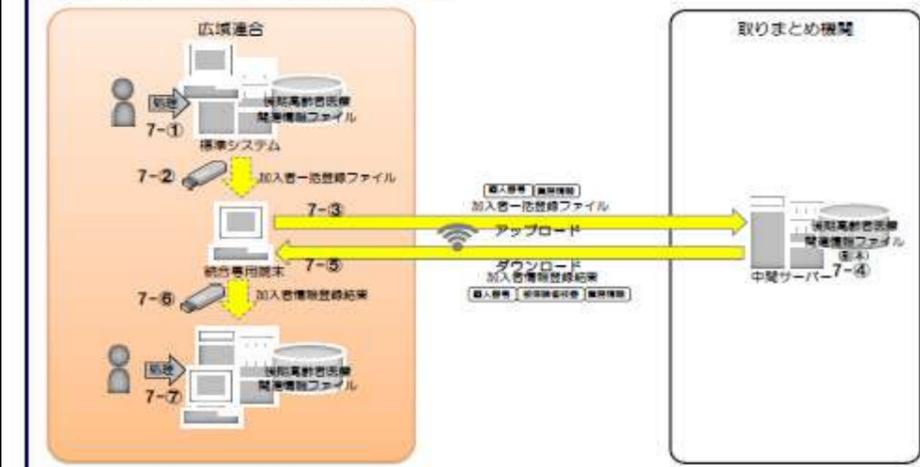
(備考)

3. 給付業務

- 6-1 市町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-2 市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-3 市町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-4 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。
- 6-5 広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-6 広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-7 広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-8 市町村において、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、療養費支給決定通知書等の発行を行う。
- 6-9 療養費支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) (1)保険料賦課



(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) (1)保険料賦課

- 7-1 一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-2 広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-3 統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
- 7-4 中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-5 中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 7-6 統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 7-7 一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

実態を踏まえた図の修正

実態を踏まえた文言の修正

実態を踏まえた文言の追加

実態を踏まえた文言の追加

(別添1)
事務の内容
(つづき)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合

(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。

7-②標準システムから中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルを送信する。

7-③中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者扶養の生成処理が行われ、処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。

7-④中間サーバーから加入者情報登録結果ファイルを受信する。

7-⑤一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年2月から主連携。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合

(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインターフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。

8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインターフェースファイルをアップロードする。

8-④中間サーバーで上記8-①のインターフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

※令和9年1月まで主連携。同年2月からは予備連携。

(追加)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインターフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。

8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインターフェースファイルをアップロードする。

8-④中間サーバーで上記8-①のインターフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

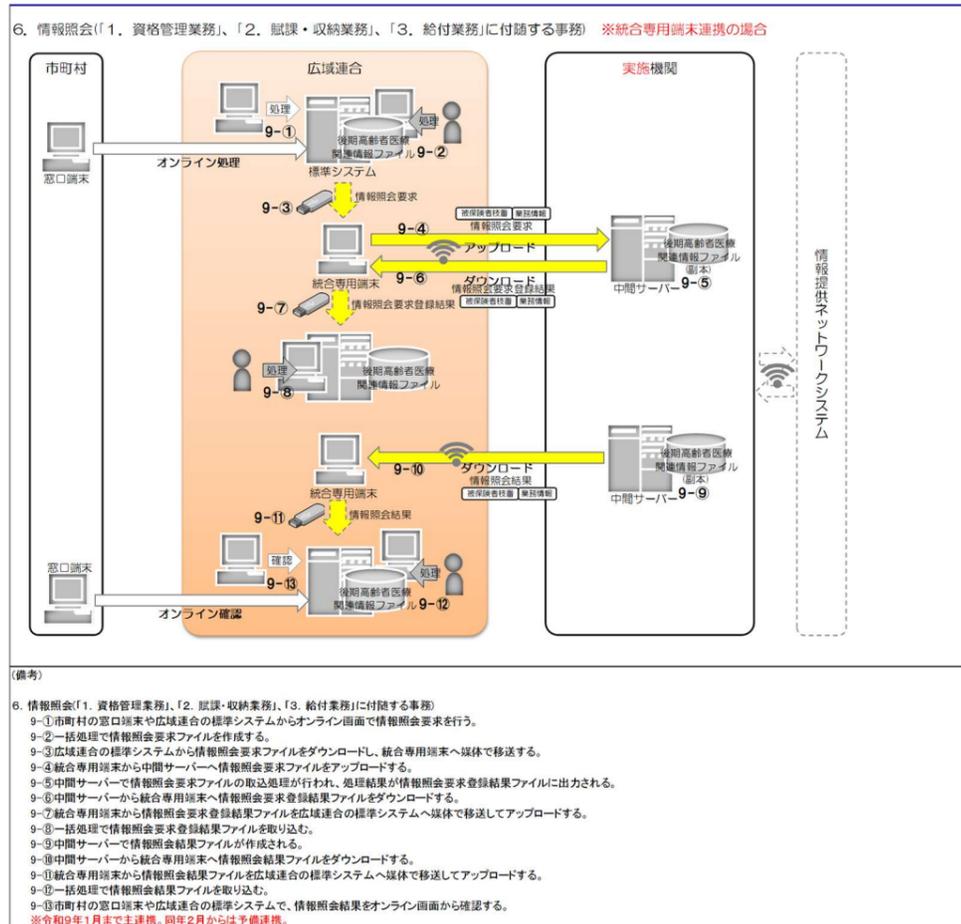
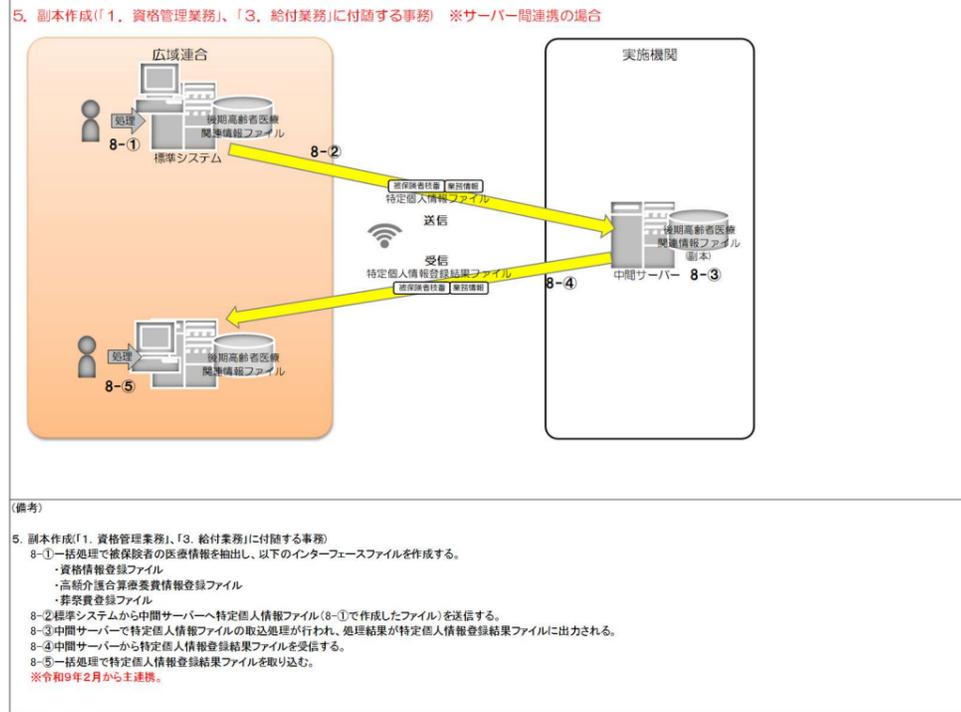
実態を踏まえた図の追加
実態を踏まえた文言の追加

実態を踏まえた文言の追加
実態を踏まえた文言の追加

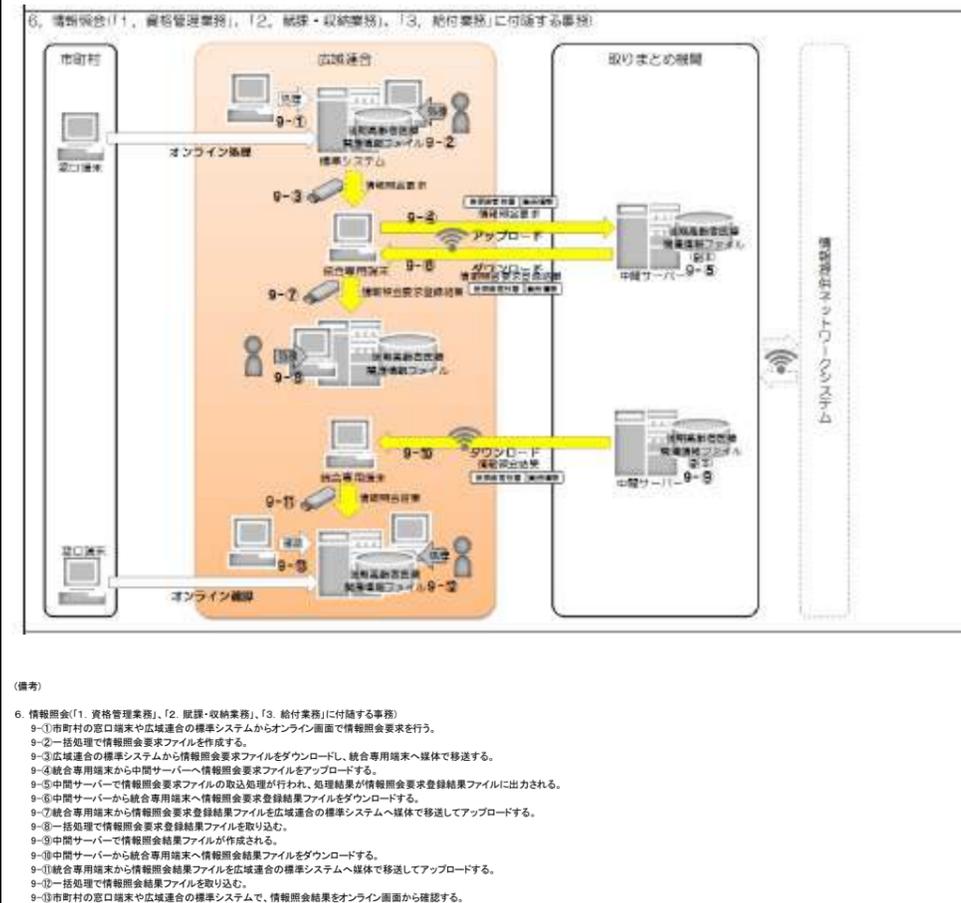
実態を踏まえた文言の追加

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

(別添1)
事務の内容
(つづき)



(追加)

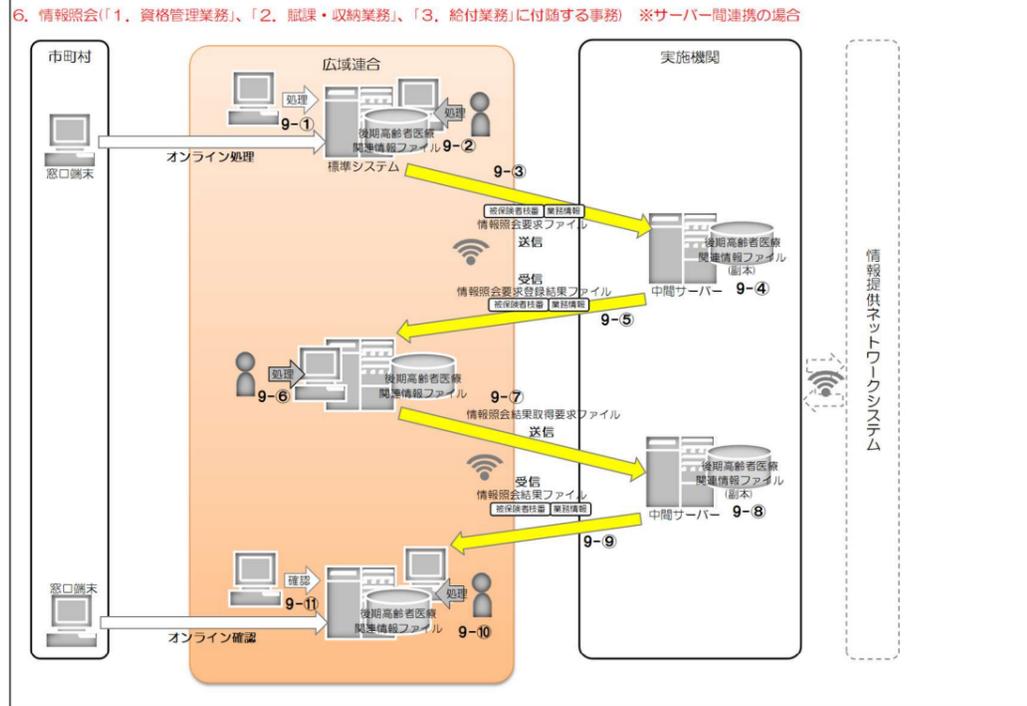


実態を踏まえた
図の追加

実態を踏まえた
文言の追加
実態を踏まえた
文言の追加

実態を踏まえた
文言の追加

(別添1)
事務の内容
(つづき)



(備考)

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 照会・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

9-1 市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。

9-2 一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。

9-3 標準システムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。

9-4 中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。

9-5 中間サーバーから情報照会要求登録結果ファイルを受信する。

9-6 一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。

9-7 一括処理で情報照会結果取得要求ファイルを作成し、中間サーバーへ送信する。

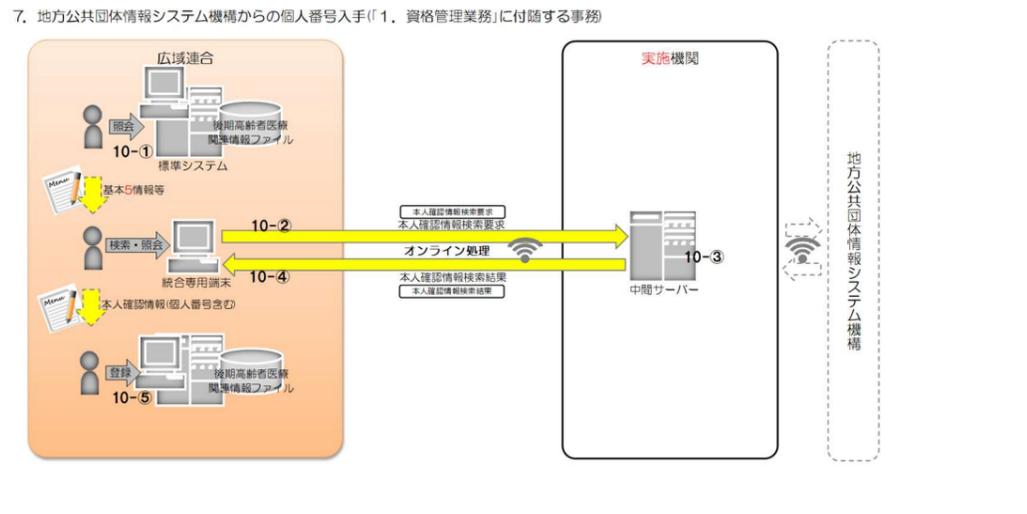
9-8 中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。

9-9 中間サーバーから情報照会結果ファイルを受信する。

9-10 一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。

9-11 市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

※令和9年2月から主運用。



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

10-1 広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本5情報等を確認する。

10-2 統合専用端末に、上記10-1で確認した基本5情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。

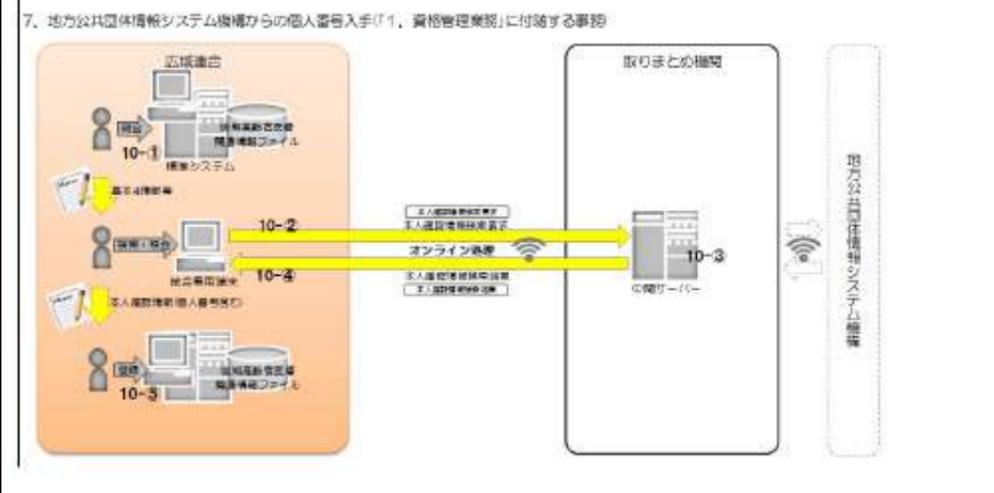
10-3 支払基金は上記10-2で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。

10-4 統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む)を確認する。

10-5 広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関係情報ファイルを更新するなど(具体的な運用に関しては、広域連合と構成市町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)

※基本5情報等: 基本5情報で個人番号を入力するケースに加え、個人番号で基本5情報を入力するケースを含む。

(追加)



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

10-1 広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。

10-2 統合専用端末に、上記10-1で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。

10-3 支払基金は上記10-2で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。

10-4 統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む)を確認する。

10-5 広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関係情報ファイルを更新するなど(具体的な運用に関しては、広域連合と構成市町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)

※基本4情報等: 基本4情報で個人番号を入力するケースに加え、個人番号で基本4情報を入力するケースを含む。

実態を踏まえた図の追加

実態を踏まえた文言の追加

文言の修正

法改正等に伴う修正

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
II	1. 特定個人情報ファイル名	1. 特定個人情報ファイル名	
	(略)	(略)	
II	2. 基本情報	2. 基本情報	
①ファイルの種類～ ③対象となる本人の範囲	(略)	(略)	
④記録される項目 主な記録項目	(略) [○] 5情報（氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所） (略)	(略) [○] 4情報（氏名_____、性別、生年月日、住所） (略)	法改正等に伴う修正
その妥当性	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。 (略) ・基本5情報、連絡先：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 (略)	・個人番号：対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 (略) ・基本4情報、連絡先：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 (略)	法改正等に伴う修正 法改正等に伴う修正
全ての記録項目	(略)	(略)	
⑤保有開始日～ ⑥事務担当部署	(略)	(略)	
II	3. 特定個人情報の入手・使用	3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元～ ②入手方法	(略)	(略)	
③入手の時期・頻度	(略) ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住__登外登録情報（世帯単位）。 (略)	(略) ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報（世帯単位）。 (略)	文言の修正

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

<p>示</p> <p>II-3 ⑥使用目的※ ～⑦使用の主体</p> <p>⑧使用方法</p>	<p>号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1. 資格管理業務 (削除)</p> <p>・<u>被保険者資格等情報</u>の取得 市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。</p> <p><u>市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町村の窓口端末に入力する。</u> <u>併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>資格確認書等の交付</u> <u>市町村の窓口端末から資格確認書等を発行し交付する。</u></p> <p>2. 賦課・収納業務 (略)</p> <p>3. 給付業務 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費等支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、<u>広域連合から</u>当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 (略)</p>	<p>号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1. 資格管理業務 ・<u>被保険者証の交付申請</u> <u>市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町村の窓口端末に入力する。市町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定が行われるので、市町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。</u> ・<u>住民基本台帳等</u>の取得 市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、<u>広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>2. 賦課・収納業務 (略)</p> <p>3. 給付業務 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費等支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成する。<u>市町村の窓口端末で療養費支給決定通知情報等を移出して、</u>当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 (略)</p>	<p>被保険者証廃止に伴う削除</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>被保険者証廃止に伴う追記</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p>
--	--	---	---

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

再委託事項			
委託事項 2 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数～⑨再委託事項	(略) (略) (略) (略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u> </u> に基づく被保険者 (略) (略)	(略) (略) (略) (略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u>の 2</u> に基づく被保険者 (略) (略)	文言の修正
委託事項 3 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数～⑤委託先名の確認方法	(略) (略) (略) (略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u> </u> に基づく被保険者 (略) (略)	(略) (略) (略) (略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u>の 2</u> に基づく被保険者 (略) (略)	文言の修正

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

対象となる本人の数	(略)	(略)	
対象となる本人の範囲	(略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u> </u> に基づく被保険者	(略) ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条 <u>の 2</u> に基づく被保険者	文言の修正
その妥当性	<u>システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。</u> <u>クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。</u>	<u>当該委託業務においては、標準システムの運用保守にあたり、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。</u>	実態を踏まえた文言の修正
③委託先における取扱者数	<u>2) 10 人以上 50 人未満</u>	<u>1) 10 人未満</u>	実態を踏まえた選択肢の修正
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法～⑨再委託事項	(略)	(略)	
II	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (<u>20</u>) 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	[○] 提供を行っている (<u>24</u>) 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	実態を踏まえた文言の修正
提供先 1	番号法第 19 条第 <u>8 号</u> に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に定める各情報照会者(別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第 19 条第 <u>7 号 別表第二</u> に定める各情報照会者(別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	法改正等に伴う修正
①法令上の根拠	番号法第 19 条第 <u>8 号</u> に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表(別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第 19 条第 <u>7 号 別表第二の各項</u> (別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	〃
②提供先における用途	番号法第 19 条第 <u>8 号</u> に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第 19 条第 <u>7 号 別表第二に定める各事務</u> (別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	〃
③提供する情報	番号法第 19 条第 <u>8 号</u> に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に定める各 <u>利用特定個人情報</u> (別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第 19 条第 <u>7 号 別表第二に定める各特定個人情報</u> (別紙 1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	〃
④提供する情報の対象となる本人の数	(略)	(略)	
⑤提供する情	(略)	(略)	

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

<p>報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法～</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条<u> </u>に基づく被保険者</p> <p>(略)</p>	<p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条<u>の2</u>に基づく被保険者</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p>
<p>移転先1</p> <p>①法令上の根拠～②移転先における用途</p> <p>③移転する情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥移転方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等 <u>資格確認書等</u>発行用情報：<u>資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等（資格確認書等に関する情報）</u> 住所地特例者情報：住所地特例者の情報等 <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条<u> </u>に基づく被保険者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>降</u>に、日次の頻度。 <u>資格確認書等</u>発行用情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>降</u>に、日次の頻度。 <u>（資格確認書等に関する情報）</u> 住所地特例者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>降</u>に、随時の頻度。 賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>降</u>に、随時の頻度。 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> 療養費支給決定通知情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>降</u>に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時 	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等 <u>被保険者証</u>発行用情報：<u>被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等</u> 住所地特例者情報：住所地特例者の情報等 <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条<u>の2</u>に基づく被保険者</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>後</u>に、日次の頻度 <u>被保険者証</u>発行用情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>後</u>に、日次の頻度。 住所地特例者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>後</u>に、随時の頻度 賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>後</u>に、随時の頻度 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> 療養費支給決定通知情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以<u>後</u>に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時 	<p>被保険者証廃止に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正 被保険者証廃止に伴う修正 文言の修正</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

II	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>①保管場所※</p> <p>②保管期間</p> <p>③消去方法</p>	<p>＜標準システムにおける措置＞</p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017 又は CS マーク・ゴールドの認証及び ISO/IEC27018 の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>＜実施 機関が定める当広域連合の運用における措置＞</p> <p>(略)</p> <p>・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。</p>	<p>後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーは電算室に設置しており、電算室への入室及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。電算室内のサーバー室は、カードキーによる入退出を実施している。 ・サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末は、ユーザ ID とパスワードによって管理している。 ・（不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう）アクセス制御機能としては、ユーザ ID によるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞</p> <p>(略)</p> <p>・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダー等により物理的に粉砕する。</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>〃</p>
II	7. 備考	7. 備考	
	(略)	(略)	

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ ID を発効する。 ・当該 ID の権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステムの的に制御している。 	<p>(追加)</p>	<p>実態を踏まえた文言の追加</p>
<p>アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><実施 機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>アクセス権限は、 管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、 管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>当広域連合の 管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ID は、ID 付与権限をもった 管理者用 ID と一般的なユーザ ID がある。 ・ 支払基金が各医療保険者等の 管理者用 ID に対して一般的な ID の付与権限を与えることにより、各医療保険者等において 管理者が職員に対して一般的なユーザ ID を付与することが可能となる。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 <p>※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「 管理者」が行うこととしている。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ ID を発行する。 ・移行作業終了後は、管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該 ID を失効させる。 	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>アクセス権限は、 <u>情報システム</u>管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、 <u>情報システム</u>管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>当広域連合の <u>情報システム</u>管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ID は、ID 付与権限をもった <u>情報システム</u>管理者用 ID と一般的なユーザ ID がある。 ・ 支払基金が各医療保険者等の <u>情報システム</u>管理者用 ID に対して一般的な ID の付与権限を与えることにより、各医療保険者等において <u>情報システム</u>管理者が職員に対して一般的なユーザ ID を付与することが可能となる。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。 <p>※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「<u>情報システム</u>管理者」が行うこととしている。</p> <p>(追加)</p>	<p>文言の修正 実態を踏まえた文言の修正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>実態を踏まえた文言の追加</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

<p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、_____管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを<u>点検</u>する。 (略) <u>・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザ ID については、管理者が失効等の処理を行っている。</u></p> <p><実施_____機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) ・_____管理者は、ユーザ ID やアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・_____管理者は随時、不要なユーザ ID の残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、<u>定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、<u>情報システム</u>管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを<u>監査</u>する。 (略) (追記)</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) ・<u>情報システム</u>管理者は、ユーザ ID やアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・<u>情報システム</u>管理者は随時、不要なユーザ ID の残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p>(略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>”</p> <p>実態を踏まえた文言の追記</p> <p>文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p>
<p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p> <p>その他の措置の内容</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置> (略) ・<u>統括責任者</u>_____は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 (略)</p> <p><実施_____機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの使用について、<u>統括責任者</u>_____は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置> (略) ・<u>情報システム管理者</u>は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 (略)</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの使用について、<u>情報システム管理者</u>は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p>(略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><u>施する。</u></p> <p><u>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	
<p>Ⅲ</p>	<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	
<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><実施 機関で行う委託業務における措置></p> <p>・<u>実施</u> 機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。</p> <p>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と<u>会計年度任用</u>職員、<u>実施</u> 機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。</p> <p>・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用し、<u>最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>・<u>取りまとめ</u>機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。</p> <p>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と<u>臨時職員</u>、<u>取りまとめ</u>機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。</p> <p>・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>〃</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>〃</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>(略)</p> <p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、<u> </u>管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>・記録の保存期間については、当広域連合の文書<u>取扱規程</u>第 33 条に従い、一定期間保存する。</p>	<p>(略)</p> <p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p>・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、<u>情報システム</u>管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>・記録の保存期間については、当広域連合の文書<u>管理規定</u>第 33 条に従い、一定期間保存する。</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>〃</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	<p>< <u>実施</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p>	<p>< <u>取りまとめ</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p>	<p>文言の修正</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p> <p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>< <u>実施</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p> <p>< 当広域連合で行う業務における措置 > (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録の保存期間については、当広域連合の文書<u>取扱規程</u>第33条に従い、一定期間保存する。 特定個人情報等の貸与に関しては、<u>外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</u> さらに、当広域連合の _____ 管理者が委託契約の監査、調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <p>< <u>実施</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>< <u>取りまとめ</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p> <p>< 当広域連合で行う業務における措置 > (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録の保存期間については、当広域連合の文書<u>管理規定</u>第33条に従い、一定期間保存する。 特定個人情報等の貸与に関しては、 _____ 委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 さらに、当広域連合の<u>情報セキュリティ</u>管理者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <p>< <u>取りまとめ</u> 機関で行う委託業務における措置 > (略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>〃</p> <p>文言の修正</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>(略)</p> <p>< 当広域連合で行う業務における措置 > (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 	<p>(略)</p> <p>< 当広域連合で行う業務における措置 > (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>実態を踏まえた文言の追加</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	<実施 機関で行う委託業務における措置> (略)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> (略)	文言の修正
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	(略)	(略)	
規定の内容	(略)	(略)	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(略)	(略)	
具体的な方法	(略)	(略)	
	<p>・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017 又は CS マーク・ゴールドの認証及び ISO/IEC27018 の認証を取得していること</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OS から上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ（OS やミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	(追加)	実態を踏まえた文言の追加
その他の措置	(略)	(略)	

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

の内容			
リスクへの対策は十分か	(略)	(略)	
Ⅲ—4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	(略)	(略)	
Ⅲ	5. 特定個人情報の提供・移転	5. 特定個人情報の提供・移転	
	(略)	(略)	
Ⅲ	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
Ⅲ—6	リスク1：目的外の入手が行われるリスク	リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p>(略)</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>(略)</p> <p>(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末_____に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p>(略)</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末_____を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>(略)</p> <p>(※)番号法別表第二_____に基づき_____、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>文言の追記</p> <p>文言の追記</p> <p>法改正等に伴う修正</p>
リスクへの対策は十分か	(略)	(略)	
Ⅲ—6	リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p>	<p>実態を踏まえた文言の削除</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

リスクに対する措置の内容	(略)	(略)	
Ⅲ—6	リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <p>広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、_____管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第33条に従い、一定期間保存する。</p> <p>(略)</p> <p>_____管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p> <p>(略)</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第33条に従い、一定期間保存する。</p> <p>(略)</p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p> <p>(略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>文言の修正</p>
リスクへの対策は十分か	(略)	(略)	〃
Ⅲ—6	リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提要してしまうリスク	リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提要してしまうリスク	
	(略)	(略)	
Ⅲ—6	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に_____管理者の承認を得る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、_____管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使えないようシステム的に制御する。 標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、_____管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 <p>(略)</p>	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使えないようシステム的に制御する。 標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 <p>(略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

	<p><中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。</u> ・<u>中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。</u> ・<u>不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。</u> ・<u>中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。</u> 	<p>(追記)</p>	<p>実態を踏まえた文言の追記</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

Ⅲ	7. 特定個人情報の保管・消去	7. 特定個人情報の保管・消去	
Ⅲ-7	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
<p>①NISC 政府機関統一基準郡 ～ ④安全管理体制・規程の職員への周知</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><標準システム_____における措置> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境（日本国内）に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p> <p>・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報が収集でき、入退室の記録を取得可能とする。</p> <p>・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は、物理的破壊を行う。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーを実施_____機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><標準システムサーバー等における措置></p> <p>・サーバーは電算室内のサーバー室に設置し、サーバー室はカードキーを用いた入退室管理を実施している。</p> <p>・サーバー機器等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p> <p>(追記)</p>	<p>文言の修正 文言の削除</p> <p>〃 文言の追記</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の追記</p>

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>標準システムにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネット流出にすることを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</u> ・ <u>標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス（クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス）等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</u> ・ <u>クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。</u> ・ <u>標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</u> <p>・ 広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ（※1）を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、<u>管理者等が迅速に適用を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><実施 機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</u> <p>(略)</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</u> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。</u> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>・ 広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ（※1）を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、<u>情報システム</u>管理者等が迅速に適用を行う。</p> <p>(略)</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合専用端末 <u>はインターネットに接続できないよう分離する。</u> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>(略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の追記</p> <p>〃</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>文言の修正 実態を踏まえた文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の追記</p> <p>実態を踏まえた文言の追記</p>
<p>⑦バックアップ～ リスクへの対策は十分か</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p></p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

Ⅲ—7	リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置内容 リスク対策は十分か	(略) <実施 機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) (略)	(略) <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) (略)	文言の修正
Ⅲ—7	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順 手順の内容 その他の措置 内容～リスク への対策は十分か	<標準システムにおける措置> (略) <実施 機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) <u><クラウド移行作業時に関する措置></u> <u>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</u> <u>・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。</u> (略)	<標準システムにおける措置> (略) <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> (略) (追加) (略)	文言の修正 実態を踏まえた文言の追加
Ⅲ—7	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	(略)	(略)	

	Ⅳ その他のリスク対策	Ⅳ その他のリスク対策	
Ⅳ	1. 監査	1. 監査	
<p>①自己点検 具体的なチェック方法</p> <p>具体的なチェック方法</p>	<p>(略)</p> <p>当広域連合の統括責任者(※1)及び管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について<u>点検を行うために</u>、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて毎年度及び必要に応じて点検を実施し、<u>その点検結果を最高責任者(※1)に報告している。</u></p> <p>(削除)</p> <p>※1：当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、<u>次のとおり定義している。</u> <u>○最高責任者：事務局長とし、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理の総括及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</u> <u>○統括責任者：総務課長とし、広域連合の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任並びに情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>当広域連合の統括責任者(※1)及び管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について_____、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて、毎年度及び必要に応じて点検を実施する。</p> <p><u>その点検結果と点検結果に基づく改善策を、情報セキュリティ会議(※2)に報告する。</u></p> <p>※1：当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、<u>総務課長を統括責任者</u>と定義しており、統括責任者は、広域連合の全てのネットワークにおける設定変更等を行う権限及び責任を有するとともに、全てのネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p><u>※2：情報セキュリティ会議は、当広域連合の情報セキュリティ対策を総合的に推進するために置かれている組織であり、最高責任者、統括責任者及び管理者で組織されている。</u></p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の削除</p> <p>実態を踏まえた文言の修正</p>
<p>②監査</p> <p>具体的な内容</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・当広域連合の最高責任者_____は、監査結果を踏まえ、指摘事項等を所管する管理者に対し、指摘事項についての対処を指示し、また指摘事項を所管していない管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、課題及び問題点の有無を確認することとしている。</p> <p>(削除)</p> <p><実施_____機関が定める当広域連合の運用における措置> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・当広域連合の最高責任者(※1)は、監査結果を踏まえ、指摘事項等を所管する管理者に対し、指摘事項についての対処を指示し、また指摘事項を所管していない管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、課題及び問題点の有無を確認することとしている。</p> <p><u>※1：当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、事務局長を最高責任者と定義しており、最高責任者は、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最高決定権限及び責任を有する。</u></p> <p><取りまとめ_____機関が定める当広域連合の運用における措置> (略)</p>	<p>実態を踏まえた文言の修正</p> <p>実態を踏まえた文言の削除</p> <p>文言の修正</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）新旧対照表

IV	2. 従業者に対する教育・啓発	2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(略)	(略)	実態を踏まえた文言の追加
具体的な方法	(略) <u><実施機関が定める当広域連合の運用における措置></u> <u>・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</u>	(略) (追加)	
IV	3. その他のリスク対策	3. その他のリスク対策	
	(略)	(略)	
	V 開示請求・問い合わせ	V 開示請求・問い合わせ	
	(略)	(略)	
	VI 評価の実施の手続き	VI 評価の実施の手続き	
	(略)	(略)	
	(別添3) 変更箇所	(別添3) 変更箇所	
	(省略)	(省略)	
	別紙1「特定個人情報の提出先一覧」	別紙1「特定個人情報の提出先一覧」	
	(省略)	(省略)	

特定個人情報保護評価指針

令和 7 年 7 月 15 日

個人情報保護委員会

目次

第1 特定個人情報保護評価の意義	1
1 特定個人情報保護評価の基本理念	1
2 特定個人情報保護評価の目的	1
(1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止	1
(2) 国民・住民の信頼の確保	2
3 特定個人情報保護評価の内容	2
4 特定個人情報保護評価の実施体制	3
第2 定義	3
第3 特定個人情報保護評価の実施主体	4
1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者	4
2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価	5
第4 特定個人情報保護評価の対象	5
1 基本的な考え方	5
2 特定個人情報保護評価の単位	5
3 特定個人情報ファイル	5
4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務	6
(1) 実施が義務付けられない事務	6
(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用	6
第5 特定個人情報保護評価の実施手続	7
1 特定個人情報保護評価計画管理書	7
(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成	7
(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出	7
2 しきい値判断	7
3 特定個人情報保護評価書	8
(1) 基礎項目評価書	8
(2) 重点項目評価書	9
(3) 全項目評価書	9
(4) 特定個人情報保護評価書の公表	10
4 特定個人情報保護評価書の見直し	10
5 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討	11
6 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知	11
第6 特定個人情報保護評価の実施時期	11
1 新規保有時	11
(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11

2	新規保有時以外	11
	（1）基本的な考え方	11
	（2）重要な変更	12
	（3）しきい値判断の結果の変更	12
	（4）一定期間経過	13
3	規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について	13
	（1）新規保有時	13
	（2）重要な変更	13
第7	特定個人情報保護評価書の修正	14
1	基礎項目評価書	14
2	重点項目評価書・全項目評価書	14
第8	個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知	14
第9	特定個人情報保護評価の評価項目	15
1	基本的な考え方	15
2	評価項目	15
	（1）基礎項目評価書	15
	（2）重点項目評価書	16
	（3）全項目評価書	17
第10	委員会の関与	18
1	特定個人情報保護評価書の承認	18
	（1）承認対象	18
	（2）審査の観点	18
2	承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認	19
第11	特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施	19
第12	特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	19
1	特定個人情報保護評価の未実施に対する措置	19
2	特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置	20
別表		21

様式1 特定個人情報保護評価計画管理書

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

様式4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

【このページは空白です】

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第 28 条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

第 1 特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の 1 つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることを期待される。

2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

（1）事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの

取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

(2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置すること、②個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導等を行う個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第15項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する利用特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。
- 6 特定個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報に関する事態であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）をいう。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関

する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる事態（当該事態における当該特定個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの

（2）同条第 4 号に掲げる事態のうち、当該特定個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が 100 人を超えるもの

7 個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報に関する事態であって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）又は特定個人情報に関する重大事故に該当するものをいう。

（1）個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 7 条第 1 号から第 3 号までの各号又は第 43 条第 1 号から第 3 号までの各号若しくは第 5 号に掲げる事態（当該事態における当該個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの

（2）同規則第 7 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。下記（3）において同じ。）の数が 1,000 人を超えるもの

（3）同規則第 43 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人の数が 100 人を超えるもの

8 特定個人情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。

9 特定個人情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。

10 特定個人情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいう。

11 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。

12 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

第 3 特定個人情報保護評価の実施主体

1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。

- (1) 行政機関の長
- (2) 地方公共団体の長その他の機関
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 地方公共団体情報システム機構
- (6) 情報連携を行う事業者（番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記（1）から（5）までに掲げる者以外のものをいう。下記第 4 の 4（1）カにおいて同じ。）

2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

上記 1 に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

第 4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法別表に掲げる事務については、原則として、同表の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。同表以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報フ

ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい（番号法第2条第10項）、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務（規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務）は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）

オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）

カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）

キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

であっても、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場合は、重点項目評価を併せて行ったものとして取り扱う。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条）
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）
- (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書（様式2参照）

を作成し、委員会へ提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載するものとする。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書(様式3参照)を作成し、委員会へ提出するものとする。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書(様式4参照)を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

なお、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることもできる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った

全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下記（4）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第10の1（2）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

（4）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第28条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第5条第2項、第6条第3項及び第7条第6項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第13条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第13条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第14条）。

5 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討

評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性の有無について検討を行うものとする。評価実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、第6の2（2）の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は第7の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。

6 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則第16条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

（1）システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

（2）その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

（1）基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記（2）又は（3）の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記（4）の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中的の変

更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記（２）から（４）まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

（２）重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更にあたるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更にあたる。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記 1（１）に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

（３）しきい値判断の結果の変更

上記第 5 の 4 に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項から第 6 項まで、第 8 条及び第 14 条）。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項から第 6 項まで、第 8 条及び第 14 条）。

なお、対象人数又は取扱者数が減少したことによりしきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、特定個人情報保護評価書の修正として、委員会に提出した上で公表するものとする。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について

(1) 新規保有時

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価（特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

(2) 重要な変更

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、事後評価を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施し

ているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加える重要な変更により一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更により該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更により当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取及び委員会による承認又は第三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知

個人情報保護法第74条第1項の規定に基づき、会計検査院を除く行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない（以下「事前通知」と総称する。）。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ事前通知を行ったものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更に当たらない変更を加えようとするときに事前通知事項を変更した全項目評価書又は重点項目評価書を変更前に提出・公表した場合等は、それぞれ事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するため

の適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

(3) 全項目評価書

法第 28 条第 1 項各号及び規則第 12 条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第 5 の 3 (3) アにより実施した国民からの意見の聴取の方法、主な意見の内容等、下記第 10 の 1 に定める委員会による承

認のために全項目評価書を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3（3）イにより実施した住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3（3）アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当

該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認

委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であって上記1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認するものとする。

委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の精査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱い に対する措置

特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、是正を求めるものとする。

別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の突合 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策

【資料5】

行政文書開示状況及び個人情報開示状況

(1) 行政文書開示状況

年度	件数	処 理 の 状 況 (件)				
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	2	2	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0	0

(2) 個人情報開示状況

年度	件数	処 理 の 状 況 (件)				
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ
令和2年度	1	1	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	2	2	0	0	0	0
令和6年度	2	2	0	0	0	0
合計	5	5	0	0	0	0

※個人情報の開示は、全て診療報酬明細書の開示となっています。